

令和 7 年度横浜市税制調査会報告書

－ふるさと納税制度のあり方－

令和 8 年 1 月 26 日

横浜市税制調査会

目 次

はじめに	1
第1章 ふるさと納税制度の概要・本来の趣旨	3
1 ふるさと納税制度の概要	3
2 ふるさと納税制度の本来の趣旨	4
(1) 創設時（平成20年度税制改正時）の整理	5
(2) 平成27年度税制改正時の整理	5
3 地方交付税の大幅削減との関係	6
4 まとめ	7
第2章 ふるさと納税の現状	8
1 「ふるさと納税」という名称と制度内容	8
2 ふるさと納税の利用目的は返礼品重視	8
3 <地方全体>住民税控除額の拡大	9
4 <大都市>住民税控除額が多い自治体は横浜市を含む大都市に集中 ..	9
5 年々増加するワンストップ特例制度の利用と控除額	11
6 地方財政調整の効果はない	12
7 ふるさと納税受入額の約5割は、ポータルサイト運営事業者への 支払いなど募集に要する費用	14
8 まとめ	15
第3章 ふるさと納税制度の問題点	16
1 「ふるさと納税」という名称と制度内容の乖離	16
2 本来の趣旨とは異なる返礼品目的での利用	16
3 <地方全体>課税権の削減	17
4 <大都市>課税自主権の削減	18
5 ワンストップ特例制度による納税意識の希薄化・自治体の負担増加 ..	18
6 一部自治体への受入額の偏り	19
7 地方財源の民間事業者への流出	19
8 まとめ	20

第4章 ふるさと納税制度の今後のあり方	21
1 返礼品の禁止	21
2 ポータルサイトを自治体で運用	21
3 ワンストップ特例制度の見直し	22
4 特例控除の廃止	23
5 まとめ - 特例控除の廃止が最も効果的な改善策 -	24
おわりに	25

はじめに

本年度の報告書は、ふるさと納税である。横浜市税制調査会は、毎年 1 つの地方税を取り上げ、同税の実態や問題点を明らかにした上で、改革・改善の提案を行っている。ここ数年で、法人住民税、事業所税、地方消費税、個人住民税、固定資産税と順に見てきた。

この間を通して、ふるさと納税の制度を審議の俎上に乗せたいと常に考えていた。なぜならば、ふるさと納税の現状が、税財政の理論や理屈から大きく逸脱しており、税財政の専門家から見て、常識ではまったく理解できない状態になっているからである。

ここで常軌を逸したと言っているのは、例えば、「地方の税源は一切増えず、単に自治体間の返礼品競争による税収の奪い合いになっている」、「ふるさと納税の 13%、1,656 億円が民間ポータルサイト事業者の収益」、「ふるさと納税という名称に反して「官製ネットショッピング」になっている」といった状態である。この状態に陥れば、地方自治体の税制調査会として審議をせねばならないのは明らかであろう。

しかも横浜市の場合は、いま一つ審議しなくてはならない理由がある。周知のように、ふるさと納税による個人住民税の控除額が、わが国トップを独走し続けているからである。令和 7 年には、ワースト 2 位の名古屋市の倍近い 343 億円にも達している。

本報告書では、ふるさと納税の実態を様々な角度から把握した上で、ふるさと納税の本質（「本来の趣旨」）に検討を加え、最後に今後の改善を提案する。

ここで改善という表現を用いたが、上記の書きぶりからもご想像いただけるように、ただちに制度を廃止すべきと提言したいのが、税の専門家としての本音ではある。ただし、国民の間に広く普及し、返礼品の選択が日常化している制度を、いきなり廃止とするのは現実的ではない。実際、令和 6 年には、横浜市民の 12% 近い約 47 万人が、580 億円近い寄附を行っている。

そこで、制度の廃止や抜本改革がなぜ必要なのか、まずは市民に認識してもらうのが先決であり、ふるさと納税の実態や問題点を包括的かつ客観的に示すのが本調査会の役割であろうと考えた。

ふるさと納税に問題があるということは、メディアを中心にすでに様々な指摘がなされているが、本報告書は、税制度としてなぜ問題なのかという観点で、様々な経験と見地から検証した結果であり、多くの市民、市会議員はもとより、多くの地方関係者、ひいては国民のみなさまにご高覧いただければ幸いである。

令和8年1月

横浜市税制調査会
座長 青木 宗明
委員 上村 雄彦
委員 柏木 恵
委員 川端 康之
委員 柴 由花
委員 平川 英子
委員 望月 正光

第1章 ふるさと納税制度の概要・本来の趣旨

ふるさと納税制度は、平成20年度税制改正により創設された制度である。現在では、国民の間に広く浸透し、地域経済の活性化や自治体間の競争促進など、一定の成果を上げてきたと評価されている面もある。

一方で、制度の利用の拡大に伴い、地方自治体の財政運営に一定の影響が生じているとともに、制度の本来の趣旨や目的との乖離が指摘されている。

そこで本報告書では、現行制度における現状や課題を整理し、制度の見直しに向けたあり方について、意見を述べることとした。

まず、本章において、ふるさと納税制度の概要と本来の趣旨を確認する。

1 ふるさと納税制度の概要

ふるさと納税制度は、平成20年度税制改正において創設された制度であり、自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される仕組みとなっている（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第37条の2、第314条の7）（【図表1】）。所得割額の2割を限度とする特例控除は、他の寄附金税制にはないふるさと納税制度特有の控除であり、納税者はこの控除があることにより、適用下限額（2,000円）の負担のみで寄附金税額控除を受けながら、返礼品を受け取ることが可能となっている。

ふるさと納税ポータルサイト（総務省）によると、ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されたと説明されている。創設にあたり、ふるさと納税研究会が総務大臣のもとを開催され、「ふるさと」に対する納税者の貢献等が可能となる税制上の方策の実現に向け検討が行われた（検討内容がとりまとめられた「ふるさと納税研究会報告書」の内容については、巻末参考資料53～58頁参照）。

【図表1】控除のイメージ



※1 年収700万円の給与所得者（夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%）が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。
※2 所得税の限界税率であり、年収により0～45%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。
※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税（基本分）は総所得金額等の30%が限度である。

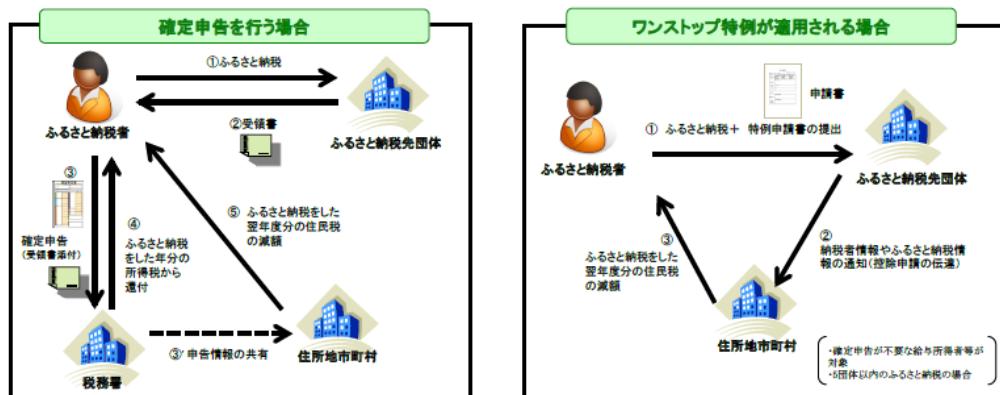
参照：ふるさと納税制度の概要（総務省）

2 ふるさと納税制度の本来の趣旨

ふるさと納税制度は、1に記載したとおり平成20年度税制改正により創設され、平成27年度税制改正時には、特例控除額の上限の引上げ（個人住民税所得割額の1割から2割に拡充）及びワンストップ特例制度の創設（ふるさと納税先自治体数が少ない場合等に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先自治体に申請することによって、寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組み）（法附則第7条、第7条の2、第7条の3）が行われた（【図表2】）。この改正をきっかけとして、ふるさと納税制度の利用が拡大し、控除額や受入額が大きく増加することとなった（【図表5】【図表11】）。近年は、制度本来の趣旨に沿った運用がより適正に行われるよう、返礼品の基準に係る改正が行われているところである（巻末参考資料30頁参照）。

本調査会では、制度の導入時（平成20年度税制改正時）と利用拡大のきっかけとなった平成27年度税制改正時の国の議論等からふるさと納税制度の本来の趣旨を確認した。

【図表2】ワンストップ特例制度



- ※1 マイナンバー、マイ・ポータルを活用した手続の簡素化を行うまでの当分の間の特例として創設（平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象）。
- ※2 控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税をした翌年に確定申告を行うことが必要だが、確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告がふるさと納税を躊躇する原因となっている可能性があることから創設。
- ※3 所得税控除相当額を個人住民税から控除する仕組みにより、本来、国が負担すべき減収分を地方自治体が肩代わりしている状況。

(1) 創設時（平成 20 年度税制改正時）の整理

まず、ふるさと納税制度の基本的な考え方となったふるさと納税研究会報告書（平成 19 年 10 月）では次のとおり整理されている（巻末参考資料 53～58 頁参照）。

- ・ 「ふるさと納税」が国民の大きな関心を呼んだことには、少なくとも三つの大きな意義（納税者の選択・「ふるさと」の大切さ・自治意識の進化）があるとされたこと
- ・ 個人住民税の税額控除の割合について、他の寄附金税制とは異なり適用下限額を超える部分の全額とすることは、①地方団体に対する寄附金は、行政サービスの財源に直接充てることが可能な一般財源となるものであり、他の団体に対する寄附金とは性格が異なること、②地方団体以外の団体に対する寄附が行われた場合、地方団体の歳入は、個別団体でみても、地方団体全体でみても必ず減少するが、地方団体に対する寄附が行われた場合は、寄附金控除を行う地方団体の歳入が減少しても寄附を受けた地方団体の歳入が増加するため、地方団体全体の歳入総額は減少しないことなどから、地方税である個人住民税の制度上、特に高い公益性を有すると評価しても問題ないものと考えられ、適当であると考えられていたこと

この報告書の内容を踏まえ、政府税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（平成 19 年 11 月）においても、納税者が「ふるさと」と考える地方公共団体に対する貢献や応援が可能となる税制上の方策を実現することが求められており、寄附金税制を活用した仕組みについて検討することが必要であるとされた（巻末参考資料 59 頁参照）。

なお、当時の国会においても、総務大臣より「ふるさと納税」の利用促進について、「寄附金税制の大幅な拡充を行うこととしたところであり、寄附文化の醸成につながる第一歩だと考える」旨の答弁がされた（巻末参考資料 60 頁参照）。

(2) 平成 27 年度税制改正時の整理

ふるさと納税を促進し、地方創生を推進するため平成 27 年度税制改正において、特例控除額の上限の引上げ（個人住民税所得割額の 1 割から 2 割に拡充）及びワンストップ特例制度の創設が行われた（巻末参考資料 63 頁参照）。

また、当時の国会での総務大臣の答弁によると、個人住民税の特例控除額の上限を 1 割から 2 割に引き上げた理由は、地方創生を推進するためにふるさと納税の拡充を図っていくこととしたものと説明されている（巻末参考資料 64 頁参照）。

なお、改正に至るまでには、次のような経過があった（巻末参考資料 61～62 頁参照）。

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2014（骨太の方針）において、「「ふるさと納税」の一層の拡充に向けて、手続きの簡素化など地方公共団体と協力して取組を進める。」とされた
- ・ 全国知事会、全国市長会及び地方六団体から、住民税の持つ負担分任の

性格にも配慮を求めて、ふるさと納税について、地方活性化などの効果に期待されることから「控除額の上限引き上げ」や「手続きの簡素化」について、検討すること等の提言等がなされた

- 平成 27 年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見において、「ふるさと納税は住所地自治体の個人住民税額が過度に減少するような仕組みとならないよう留意が必要」「拡充の際には、ふるさと納税に対する謝礼（返礼品の送付）について地方自治体における節度ある運用を求める」とされた

3 地方交付税の大幅削減との関係

ここまで、国の公表文書を用いてふるさと納税の「本来の趣旨」を確認してきたが、地方税財政という大きな視点で見ると、ふるさと納税の「趣旨」は別にも存在するのではないかと考えられる。なぜならば、ふるさと納税の導入期に、地方税財政制度に大きな見直しが行われており、この影響とふるさと納税が無関係とは考えにくいからである。地方税財政制度の見直しとは、地方交付税の大幅削減（平成 12～19 年）であり、平成 16 年度から 18 年度にかけては、「三位一体の改革」として、国庫補助負担金改革、地方への税源移譲とともに、地方交付税の削減が行われた。この中でも、地方交付税削減に対しては地方から強く批判と不満が示された。ふるさと納税の検討が始められたのが平成 19 年、導入が平成 20 年であり、この時期はまさに、地方税財政が大きく変動するさなかだったのである。

まず、地方交付税の推移（決算額）を見ると、平成 12 年の約 21.8 兆円をピークに減少し、平成 19 年には 15.2 兆円まで大幅に減少している。すなわち 7 年間に、金額で 6.6 兆円、ピーク時総額の 30.3% もの極端に大規模な地方交付税の削減が行われた。その後も地方交付税が元の水準に戻ることはなく、16 年経った直近の令和 5 年度ですら、総額は約 19.0 兆円と、平成 14 年～15 年のレベルと同等にとどまっているのである（【図表 3】）。

地方交付税は、周知のように自治体間の「格差是正・財源保障」の役割を担っており、わが国自治体の大多数である財政力の弱い「交付団体」にとっては、不可欠な基幹財源である。従って、これほど急激な地方交付税の削減は、地方からの批判を引き起こした。

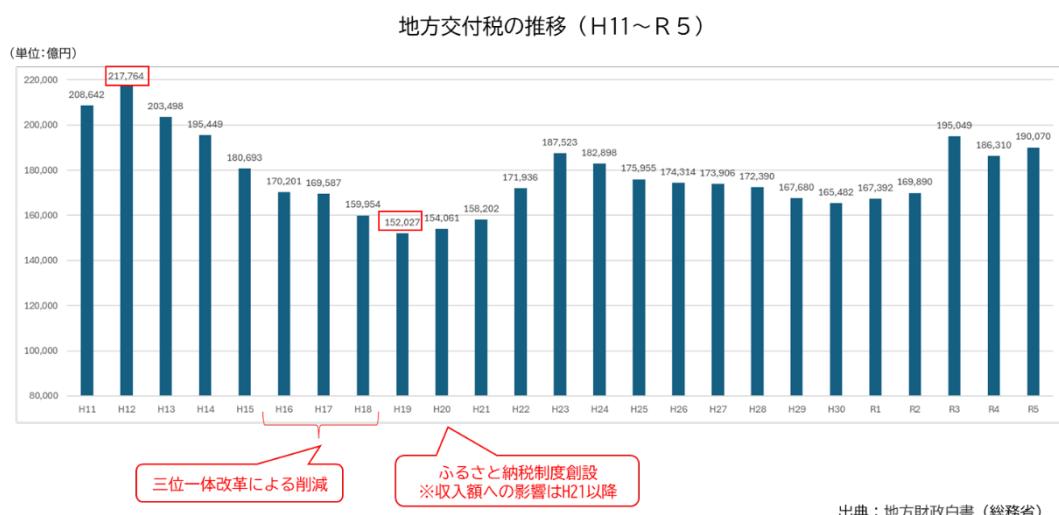
ふるさと納税の導入が地方の批判の緩和のために導入されたかは不明だが、実際、ふるさと納税制度が、削減された地方交付税の代わりに自治体間の格差是正（地方財政調整）の役割を果たしているという誤ったイメージを持つ人々もいるようである。

ただし、詳細は第 2 章 6 で述べるが、ふるさと納税に財政調整の効果はない。そのため、高まる批判の声を解消することはできなかったが、ふるさと納税の誕生の背景には、このような考えがあったと推察することも可能ではないだろうか。

以上で概観したように、ふるさと納税が導入された「趣旨」には、地方交付税削減が大きく影を落としていることが窺える。ただし、より突き詰めて事態

を考えると、国の財政赤字が本当の「出発点」であることが分かる。なぜならば、地方交付税に大幅な削減が行われた最大の原因は、国の財政赤字・財政再建だからである。この点が分かると、上記のふるさと納税の「背景」をより簡単かつ明瞭に理解できるようになる。なぜならば、ふるさと納税は、地方の財源を用いた自治体間の財源移転であり、国の財政に響くことのない措置だからである。国は、財政難を背景に、国庫の重荷となる地方交付税を大幅削減し、その代わりに導入するふるさと納税によって、国の財源を用いずに大都市から財源を移転（地方自治体間で再配分）し、「水平的な財源移転」を行うこととしたと推測することも、あながち的外れとはいえない。

【図表3】地方交付税の推移（平成11年度から令和5年度までの決算額ベース）



4 まとめ

本章では、ふるさと納税制度の概要及び創設・改正時の国における議論等を確認した。

国における整理としては、ふるさと納税制度が「納税者の選択・「ふるさと」の大切さ・自治意識の進化」の意義をもち、「納税者が「ふるさと」と考える地方公共団体に対する貢献や応援が可能となる税制上の方策を実現することとして創設したことであった。

ただし、具体的な内容を確認してみると、特例控除については、ふるさと納税研究会において、地方公共団体に対する寄附金は、特に高い公益性を有するものとして考えられていた経緯は確認できたものの、国による説明（なぜ適用下限額を除き全額を控除することとしたのか等）は明確ではない。

また、特例控除額の引上げとワンストップ特例制度の創設の目的についても、平成27年度税制改正時には、地方創生の推進のためと説明しているが、地方創生の推進の方策がなぜふるさと納税制度の拡充という形になったのか、論理的な説明はされておらず、不明瞭な点が残る。

第2章 ふるさと納税の現状

本章では、ふるさと納税の現状について、確認する。

1 「ふるさと納税」という名称と制度内容

まず、制度の名称にある「ふるさと」の概念について確認する。ふるさと納税における「ふるさと」の概念については、ふるさと納税研究会において検討された結果、それぞれの納税者が「ふるさと」という言葉に対して持つイメージや考え方は様々であることから、制度上限定することは適当ではないと考えられた（巻末参考資料 54 頁参照）。

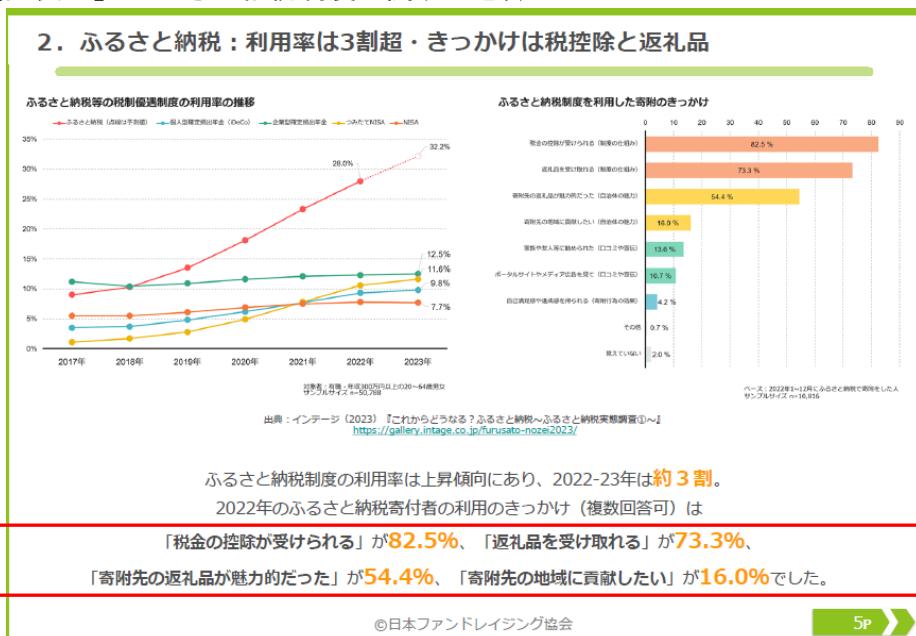
また、「納税」という言葉が使われているが、正確には納税ではなく、地方自治体へ寄附をする寄附金税制の一種である。

2 ふるさと納税の利用目的は返礼品重視

次に、ふるさと納税を利用する納税者の意識について、確認する。

まず、民間団体が行ったふるさと納税の意識調査によると、ふるさと納税制度の利用のきっかけとして、「税金の控除が受けられる」、「返礼品を受け取れる」、「寄附先の返礼品が魅力的だった」という回答が上位を占めている（【図表 4】）。他の民間調査の結果においても、寄附先を選ぶ際には返礼品の内容や魅力・コスパが重視されていることが示されており（巻末参考資料 45 頁参照）、ネット通販に類似した様相を呈している結果となっている。

【図表 4】ふるさと納税制度に関する意識



©日本ファンドレイジング協会

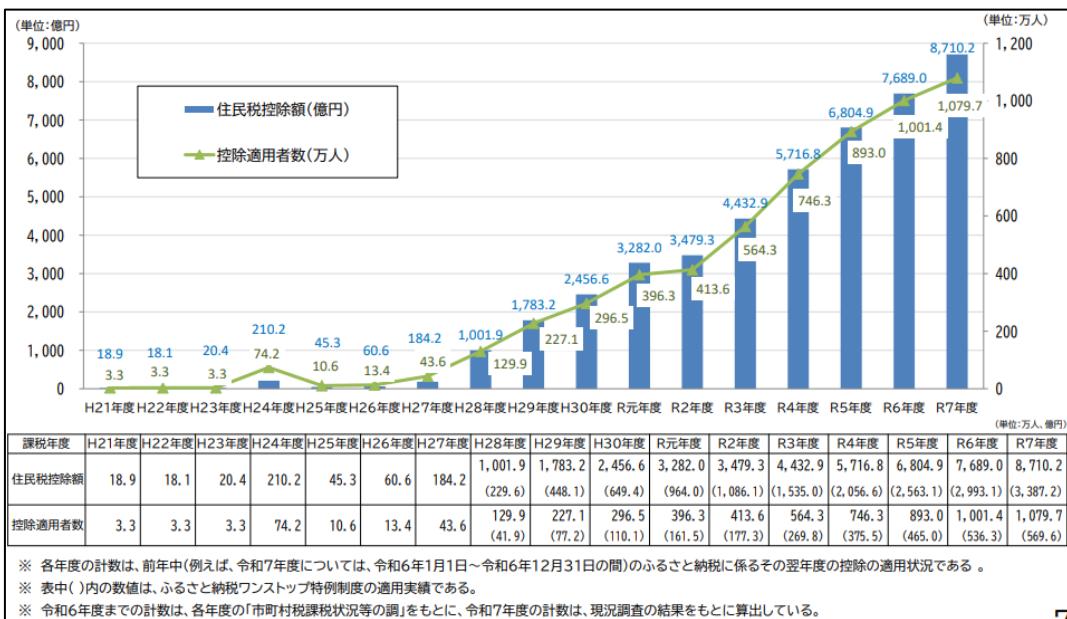
5p ➔

出典：寄付白書プラス 2024 ～2022-23 年の寄付市場を概観する～（日本ファンドレイジング協会）

3 <地方全体>住民税控除額の拡大

総務省が令和7年7月31日に発表した「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）」（以下「現況調査結果」という。）を見ると、ふるさと納税に係る住民税控除額及び控除適用者数（全国計）の推移は、年々増加しており、令和7年度課税における住民税控除額、いわゆる本来住民税を納めるべき自治体からの流出額は約8,710億円、控除適用者数は約1,080万人となっている（【図表5】）。

【図表5】ふるさと納税に係る住民税控除額及び控除適用者数の推移（全国計）



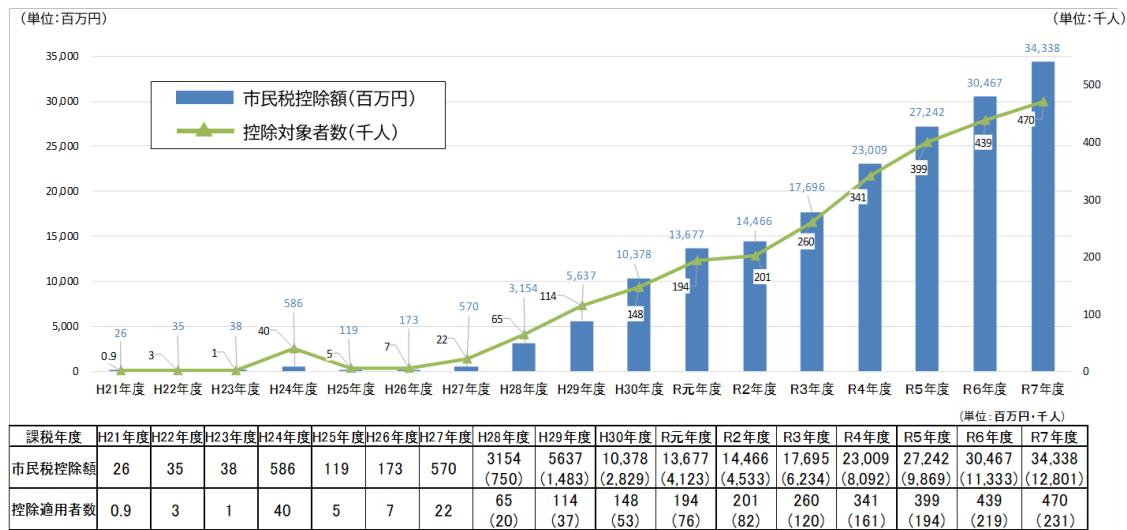
参照：ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）（令和7年7月31日自治税務局市町村税課）

4 <大都市>住民税控除額が多い自治体は横浜市を含む大都市に集中

横浜市の住民税控除額及び控除適用者数の推移をみると、令和7年度における住民税控除額は約343億円、控除適用者数は約47万人となっており（【図表6】）、減収影響額は個人市民税収の約7%に迫る規模である（卷末参考資料34頁参照）。

また、令和7年度課税における住民税控除額の上位20自治体は、政令指定都市及び特別区の自治体が占めており、人口が多い自治体ほど控除額・控除適用者数が多い傾向がある（【図表7】）。さらにいえば、令和4年度課税以降の上位20自治体について、20位内で順位変動はあるものの20自治体そのものの変動がないことを踏まえると、横浜市を含む政令指定都市や特別区における控除額は毎年多く、税収への影響が大きいと言える。

【図表 6】ふるさと納税に係る住民税控除額及び控除適用者数の推移（横浜市計）



※平成 28 年度以降は、各年度の「ふるさと納税に関する現況調査について 課税における住民税控除額の実績等」（総務省）の数値、平成 27 年度以前は、課税状況調をもとに算出し、作成。

※表中（ ）内はふるさと納税ワンストップ特例制度の適用実績。

【図表 7】令和 7 年度課税における住民税控除額の多い 20 自治体

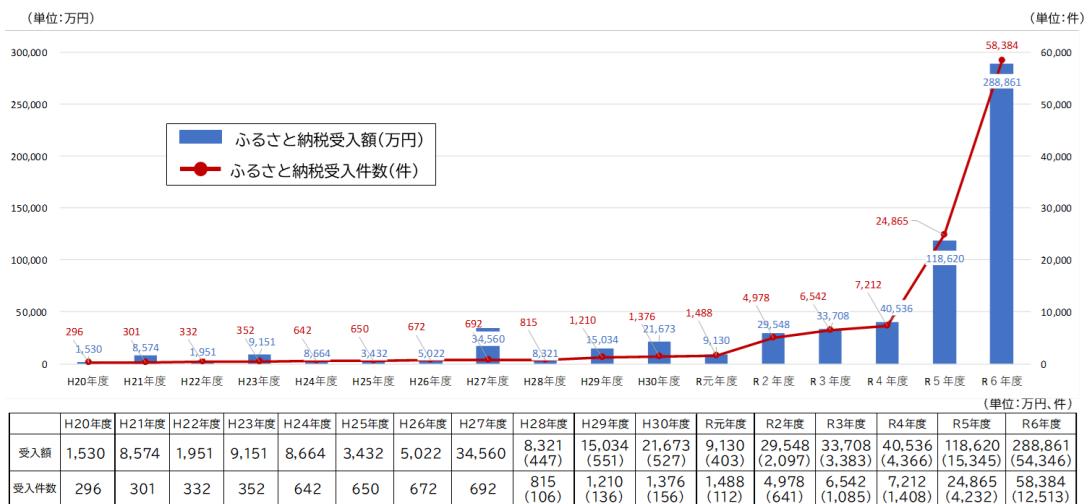
(単位:百万円、人)				
	団体名	住民税控除額	控除適用者数	
1	神奈川県 横浜市	34,338	470,220	
2	愛知県 名古屋市	19,836	274,495	
3	大阪府 大阪市	19,226	298,579	
4	神奈川県 川崎市	15,401	222,033	
5	東京都 世田谷区	12,349	155,155	
6	埼玉県 さいたま市	11,442	167,078	
7	福岡県 福岡市	10,942	170,206	
8	兵庫県 神戸市	10,216	157,449	
9	北海道 札幌市	10,026	179,123	
10	京都府 京都市	9,147	135,811	
11	東京都 港区	9,107	58,378	
12	千葉県 千葉市	7,193	101,756	
13	広島県 広島市	6,605	107,124	
14	東京都 大田区	6,473	114,039	
15	東京都 江東区	6,159	95,523	
16	東京都 杉並区	5,960	93,572	
17	東京都 品川区	5,958	82,898	
18	宮城県 仙台市	5,858	96,184	
19	東京都 渋谷区	5,799	45,587	
20	東京都 練馬区	5,614	105,221	

※ R 6 年中（R 6. 1 月～R 6. 12 月）のふるさと納税に係る住民税控除の適用実績

参照：ふるさと納税に関する現況調査結果（令和 7 年度実施）（令和 7 年 7 月 31 日自治税務局 市町村税課）

横浜市においては、令和 5 年度から、寄附用ポータルサイトを新規開設する等、ふるさと納税の寄附受入拡大の取組を加速した結果、令和 6 年度の受入額は、約 29 億円となっており、前年に比べ 2 倍以上の受入がある（【図表 8】）。それでもなお、ふるさと納税制度の利用による控除額（令和 7 年度課税においては約 343 億円）を補うには到底及ばず、看過できない状況である。

【図表8】ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移（横浜市計）



※「ふるさと納税に関する現況調査について 各自治体のふるさと納税受入額及び受入件数（平成20年度～令和6年度）」

（総務省）から作成

※表中の（）内はふるさと納税ワンストップ特例制度の適用実績

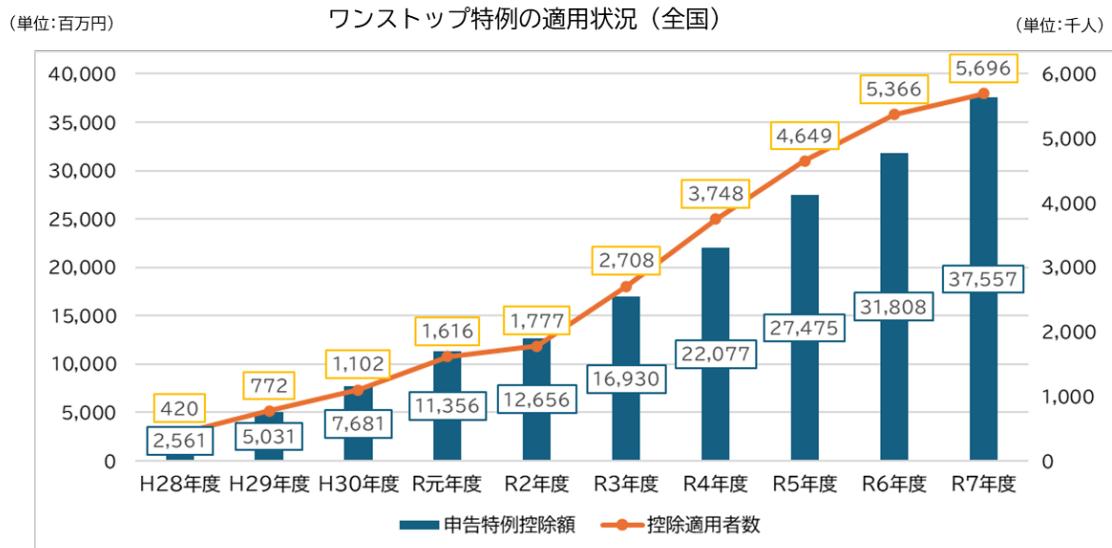
5 年々増加するワンストップ特例制度の利用と控除額

ふるさと納税において税額控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税をした翌年に確定申告を行うことが必要である。ただし、平成27年度税制改正において、ふるさと納税を促進し、地方創生を推進するため、個人住民税の特例控除額の上限の引上げを行うとともに、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を簡素な手続で行えるよう創設されたのがワンストップ特例制度である（【図表2】）。

本制度を利用した場合、所得税からの控除は行われず、その分も含めた控除額の全額が、ふるさと納税を行った翌年度の住民税の減額という形で控除され、所得税控除相当額を個人住民税から控除する仕組みとなっている。

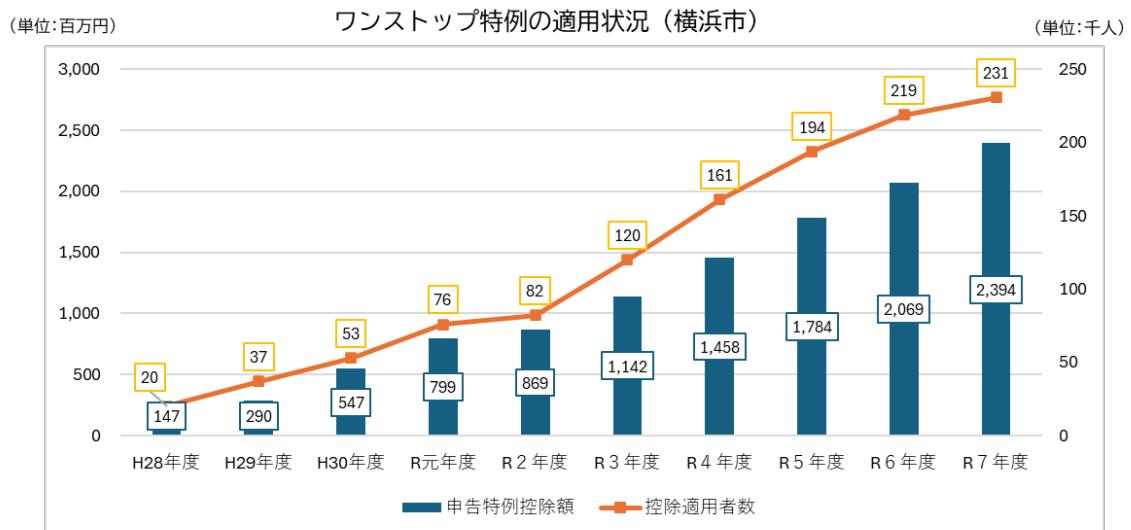
本制度の適用は年々増加しており、令和7年度課税における適用分の人数は、全国で約570万人、横浜市においては約23万人となっている（【図表9】【図表10】）。確定申告をすれば所得税から控除される申告特例控除額についても年々増加しており、全国で約376億円、横浜市においては約24億円となっている（【図表9】【図表10】）。

【図表 9】ワンストップ特例の適用状況（全国）



※「ふるさと納税に関する現況調査について 住民税控除額の実績等」（総務省）の数値

【図表 10】ワンストップ特例の適用状況（横浜市）



※「ふるさと納税に関する現況調査について 住民税控除額の実績等」（総務省）の数値

6 地方財政調整の効果はない

ふるさと納税ポータルサイト（総務省）によると、ふるさと納税の理念として「地方創生」が掲げられており、大都市から地方へ個人住民税の一部が移転することによる財政調整機能を期待されていることが窺えるが、現状として地方財政調整の効果があるのか確認した。

まず、現況調査結果から、ふるさと納税の受入状況について確認すると、令和6年度のふるさと納税の受入額は、約1兆2,728億円となっており、年々増

加傾向にある（【図表 11】）。受入額の多い 20 自治体の寄附受入額を見ると、上位 20 自治体で約 2,533 億円となっており、全国の受入額のうち約 2 割を占めることが分かる（【図表 12】）。この 20 自治体中 15 自治体については、昨年の受入額の多い 20 自治体にも入っていることを踏まえると、ふるさと納税受入額は、一部の自治体に偏っていると言える。

また、自治体の財政力を示す財政力指数とふるさと納税受入額との明確な相関関係は見受けられなかったものの、財政力指数が低い自治体が受入額を伸ばしていると言いつ切れないことは明らかである（巻末参考資料 37～38 頁参照）。

以上のことから、ふるさと納税による地方財政調整の効果はないと言える。

【図表 11】ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移（全国計）



2

参照：ふるさと納税に関する現況調査結果（令和 7 年度実施）（令和 7 年 7 月 31 日自治税務局
市町村税課）

【図表 12】令和 6 年度におけるふるさと納税受入額の多い 20 自治体

				(単位:百万円、件)
	団体名	寄附受入額	寄附件数	財政力指数 (令和5年度)
1	兵庫県 宝塚市※	25,668	7,919	0.82
2	北海道 白糠町	21,165	1,333,228	0.24
3	大阪府 泉佐野市	18,152	1,130,779	0.86
4	宮崎県 都城市	17,692	862,624	0.54
5	北海道 別海町	17,350	1,035,913	0.31
6	北海道 根室市	14,691	672,865	0.34
7	愛知県 名古屋市	13,791	274,101	0.97
8	宮崎県 宮崎市	13,243	687,764	0.69
9	北海道 紋別市	13,083	760,997	0.33
10	宮城県 気仙沼市	12,165	819,350	0.44
11	静岡県 焼津市	11,907	800,136	0.82
12	京都府 京都市	11,500	246,550	0.8
13	山梨県 富士吉田市	10,120	511,542	0.66
14	岩手県 花巻市	8,432	550,101	0.46
15	福井県 敦賀市	8,393	420,558	0.86
16	北海道 千歳市	7,476	387,226	0.72
17	山梨県 甲府市	7,416	199,679	0.71
18	新潟県 南魚沼市	7,122	183,624	0.41
19	茨城県 守谷市	7,038	335,898	0.96
20	静岡県 富士宮市	6,938	363,067	0.84

※宝塚市によると、寄附受入額約 257 億円には、市立病院に対する市民 2 人からの約 254 億円の寄付を含んでいる。
※令和 6 年度（令和 6.4 月～令和 7.3 月）の受入実績

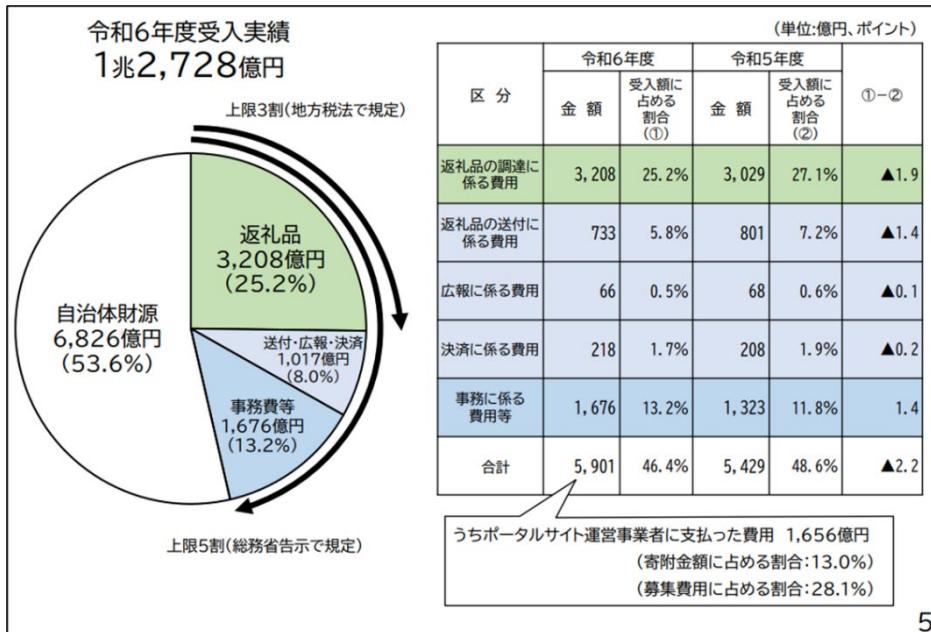
参照：ふるさと納税に関する現況調査結果（令和 7 年度実施）（令和 7 年 7 月 31 日自治税務局
市町村税課）

7 ふるさと納税受入額の約 5 割は、ポータルサイト運営事業者への支払い など募集に要する費用

ふるさと納税の募集に要する費用について確認する。現況調査結果を見ると、令和 6 年度におけるふるさと納税の募集に要した費用は、全自治体合計で約 5,900 億円（受入額の約 46%）となっており、多額の経費がかかっていることが分かる（【図表 13】）。横浜市においても、その費用は約 13 億 4,385 万円（受入額の約 47%）となっており、増加の一途をたどっている（【図表 14】）。

増加の要因の 1 つとして、近年の返礼品競争の過熱に加え、ポータルサイト運営事業者へ支払った費用が多くなっていること（全自治体において約 1,656 億円、横浜市において約 5 億円）が挙げられる（【図表 13】【図表 14】）。

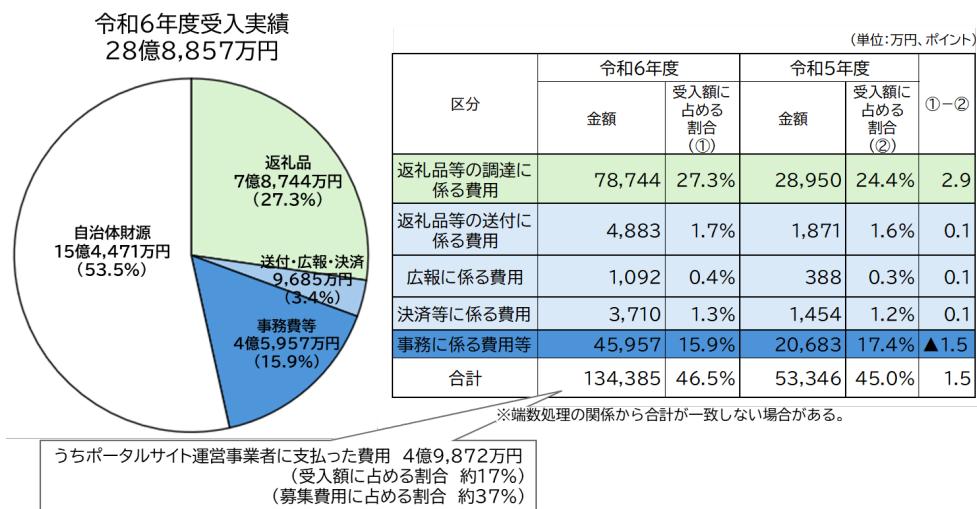
【図表 13】ふるさと納税の募集に要した費用（全自治体合計額）



5

参照：ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）（令和7年7月31日自治税務局
市町村税課）

【図表 14】ふるさと納税の募集に要した費用（横浜市）



8 まとめ

ふるさと納税の現状としては、返礼品が重視された利用となっていること、住民税控除額が年々拡大し、大都市を中心に税収に大きな影響が生じていること、ワンストップ特例制度の利用が増加しており、それに伴う自治体の負担が増えていること、地方財源の約5割は募集に要した費用となっていること等を確認した。次章において、確認した現状から考えられる問題点について述べることとする。

第3章 ふるさと納税制度の問題点

本章では、前章で確認した現状を踏まえた上で、ふるさと納税制度の問題点について、述べることとする。ふるさと納税制度の問題点については、様々なメディアでも言及されているが、本調査会としては7点を挙げることとする。

1 「ふるさと納税」という名称と制度内容の乖離 - 地方税の応益原則から乖離している -

一般的に「ふるさと」という言葉からは、生まれ育った土地などが思い浮かぶところである。出生からずっと同じ場所で育ち住んでいる場合には、その場所が「ふるさと」となると考えるのが自然である。

ところが、ふるさと納税においては、制度上、仮に住んでいる自治体に対してふるさと納税をしたとしても、ふるさと納税を受け入れた自治体は当該住民に対して返礼品を送付しないこととなっている（注1）。ふるさとに対する恩返しを制度の意義として挙げつつも、実際には、納税者が住んでおらず、納税者自身とゆかりがない自治体を寄附先として選択できる制度であることを踏まえると、この制度の名称は制度内容と乖離している。さらに、正確には納税ではなく寄附金税制であることを踏まえると、やはり「ふるさと納税」という名称は制度内容が乖離していると考えざるをえない。

そもそも、納税者が住んでいない自治体を寄附金税制の枠組みの中で行う寄附先として選択するという考え方には、地方税の応益原則を歪めているという問題がある。地方税は、地方自治体が地域の実情に即した行政サービスを提供するために必要な経費を賄うものである。そして、地方税には、地方自治体は行政サービスの提供を主な役割としており、住民は何らかの形でその利益を受けているため、受けた利益に応じた税を負担するという応益原則があるとされている。しかしながら、ふるさと納税制度は、居住地以外の地方自治体に個人住民税の一部を移転させる効果をもち、結果として応益原則から乖離している。このことは、納税者が居住地の地方自治体に納税することの意味や重要性を感じにくくなるおそれがあり、地方自治や地域の民主的な意思形成に一定の課題をもたらす制度であると考えられる。

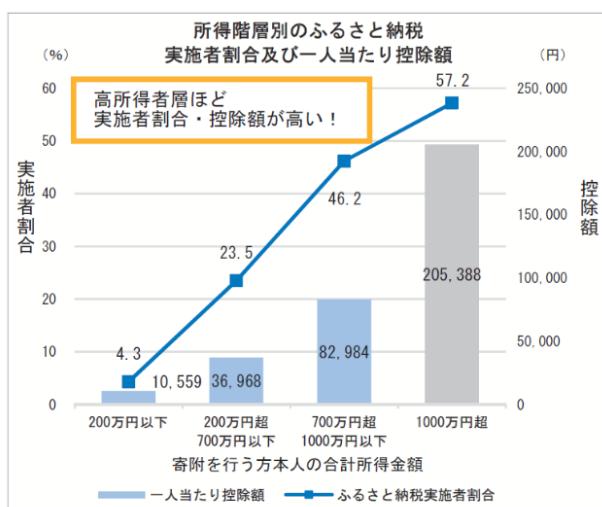
2 本来の趣旨とは異なる返礼品目的での利用 - 返礼品を受け取れる恩恵は高所得者ほど大きいという問題も -

第2章2において確認したとおり、ふるさと納税を利用する納税者の意識として、返礼品目的による利用が多い現状は、制度本来の趣旨と異なった利用状況であり、あるべき寄附金税制の姿でない。

さらに、返礼品に関する問題を挙げるとすると、返礼品を受け取れる恩恵は、高所得者ほど大きいという問題もある。ふるさと納税が寄附金税制で、控除額が所得割の2割である以上、高所得者の税額が大きいことに比例して控除額も大きくなることは、税制度上当然のことであり、それ自体に問題はない。問題

とされているのは、ふるさと納税の場合は、控除に加え返礼品を受け取れるため、高所得者ほど受け取れる返礼品の恩恵が大きく、国民の間で不公平感が広まる結果となっていることである。実際に、指定都市市長会における調査では、前述の高所得者ほど控除額が大きくなる点に加え実施者割合が高い点についても示されている。合計所得金額の階層別に見てみると、合計所得金額が 200 万円超 700 万円以下の場合における実施者割合は 23.5%、一人当たり控除額は 36,968 円だが、合計所得金額が 1000 万円超の場合における実施者割合は 57.2%、一人当たり控除額は 205,388 円となっており、高所得者層ほど、ふるさと納税の実施者割合及び一人当たり控除額が高くなっている（【図表 15】）。

【図表 15】所得階層別のふるさと納税実施者割合及び一人当たり控除額（指定都市）



注 1 指定都市による調査結果（令和 6 年度課税分）を基に作成

2 控除額は、個人市民税の寄附金税額控除額

3 実施者の割合は、所得階層別の納税義務者全体に対する割合

参考：指定都市市長会「令和 8 年度税制改正要望事項」（令和 7 年 10 月）

ふるさと納税の返礼品に係る税制上の取扱いについては、ふるさと納税の返礼品は法人から寄附者への贈与であると解されることから、返礼品については所得税法上の一時所得に該当する。平成 27 年の国会においても、その点について触れられており、「一般論として申し上げれば、良識の範囲内にとどまる返札は、「特別の利益」に該当するとは考えられないところ。高額すぎる返礼品は税制上の疑義を生じうる」旨の見解が示されている。最近の高額すぎる返礼品を鑑みると、控除の対象外となる「特別の利益」に該当するような返礼品を用いて寄附を募ることは本来の趣旨に沿ったものではないだろう。

3 <地方全体>課税権の削減

第 2 章 3において確認したとおり、ふるさと納税に係る住民税控除額は年々増加しており、令和 7 年度課税における住民税控除額、いわゆる本来住民税を

納めるべき自治体からの流出額は約 8,710 億円となっている（【図表 5】）。

地方自治体が、地方自治の本旨に従ってその事務を処理するためには、課税権、すなわち必要な財源を自ら調達することが不可欠である（注2）。しかし、前述のとおり、地方自治体全体の税源がふるさと納税により約 8,710 億円が流出している実態を踏まえると、地方自治体の課税権が減らされている。地方自治体の自主財源を充実させることは、地方分権を推進するためにも必要不可欠であるにも関わらず、ふるさと納税は、それを阻害している要因となっている。

4 <大都市>課税自主権の削減

第 2 章 4 において確認したとおり、横浜市を含む政令指定都市や特別区における控除額は毎年多く、税収への影響が大きい（【図表 6】【図表 7】）。

本調査会における諮問事項となっている課税自主権とは、「地方団体が地方税の税目や税率設定などについて自主的に決定し、課税すること」であり、「地方分権を進める観点から重要であり、地方団体が制度を活用しやすいよう見直しを行い、拡充を図ってきているところ」と総務省において説明がなされているものである（注3）。住民税控除額が増え税収への影響が大きい大都市の自治体にとっては、特に、ふるさと納税制度の利用拡大は、3 で述べた課税権が削減されていることで財源確保に影響をもたらしており、その結果、課税自主権も削減されていると考えられるのである。

5 ワンストップ特例制度による納税意識の希薄化・自治体の負担増加

第 2 章 5 において確認したとおり、ワンストップ特例制度の適用は年々増加しており、確定申告をすれば所得税から控除される申告特例控除額についても年々増加しており、全国で約 376 億円、横浜市においては約 24 億円となっている（【図表 9】【図表 10】）。ワンストップ特例制度の利用が拡大するほど、本来、国が負担すべき減収分を地方自治体が肩代わりする負担は増加し、自治体の財政を圧迫するという問題がある。

さらに、本制度は、本来納税者が行うべき申告の手続きを自治体が肩代わりすることになっている点も問題があると考える。ふるさと納税の意義の 1 つとして、納税者が寄附先を選択する制度でその使われ方を考えるきっかけとなることで、税に対する意識が高まり納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になることが記載されている（巻末参考資料 29 頁参照）。しかし、ワンストップ特例制度を活用することで手続きが簡略化される実態は、むしろ「税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会」となることを遠ざけており、納税意識の希薄化につながっているのではないかと考えられる。納税の大切さを自分ごととしてとらえるためには、納税者自身で確定申告等の必要な手続きを行うことで税に対する意識を高めてもらうべきである。また、本来納税者が行うべき申告の手続きを自治体が肩代わりすることに伴い、自治体の事務負担の増加にもつながっている問題もある。

6 一部自治体への受入額の偏り

- 地方財政調整を逆行させる危険性や地方税の奪い合いの発生 -

第2章6において確認したとおり、ふるさと納税受入額は、一部の自治体に偏っており、地方財政調整の効果はない。むしろ、魅力的な返礼品を調達できる財政力がある自治体へより多くの寄附が集まっている状況もみられることから、地方財政調整に逆行する働きをするおそれもある。地方財政調整を適切に実現できるのは地方交付税だけであり、財政収入と財政需要の把握を前提としないふるさと納税には、自治体間の財政調整を果たす仕組みは備わっていない。

また、ふるさと納税による「地域経済活性化」についても、正しく認識しなければならない。ふるさと納税制度による寄附金の獲得を目指して返礼品の発掘と調達に注力することで、地域経済の活性化に効果のあることは否定しないが、前述の受入が多い自治体が偏っている現状を踏まえると、その効果は一部の自治体に限定されており、制度全体として一般的に是認することは難しい。そもそも他の自治体の税収を原資として地域活性化を図る仕組みが妥当かどうか、改めて検討する必要がある。

さらに、利点のように指摘される「自治体間の競争」についても、誤った認識が広まっているように思われる。ふるさと納税の意義の一つとして「自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと」が掲げられている（巻末参考資料29頁参照）が、実態は、地方税の奪い合いに終始し返礼品の工夫に重点が置かれているに過ぎない。このような「自治体間の競争」がはたして望ましいものなのか、「適正な競争」と呼べるのか、改めて問い合わせ直す必要がある。

いずれにしても、地方財政調整の効果はふるさと納税には備わっておらず、地域経済活性化や自治体間競争の利点も文字通りに肯定できるものとは言い難い。

7 地方財源の民間事業者への流出

- ポータルサイトの過大な手数料は一部の業者の大きな収益に -

第2章7においても述べたとおり、近年の返礼品競争の過熱も相まって、ポータルサイト運営事業者に支払う費用は多額となっており、令和6年度は全自治体合わせて約1,656億円にも上っている。これは、自治体へ寄附された総額の約13%にのぼっており、もともとが地方税であるふるさと納税の13%は、民間事業者の収益になってしまっているのである（【図表13】）。

本来、地方自治体によって住民への行政サービスとして使われるべき財源の13%もの金額が、特定のポータルサイトの運営事業者に流出しており、地方財源の減少を引き起こすことで、行政サービスの低下も懸念されている。ふるさと納税により、行政サービスの水準と税収における相関関係が切り離されており、横浜市を含む大都市自治体を中心に財政運営に深刻な影響を及ぼし始めている。ふるさと納税の創設時は、民間企業が運営するポータルサイトの利用など想定されていなかった。ところが返礼品競争が過熱し始めてから、より多くの寄附

を追い求める自治体は、国民へのアピール手段として、ポータルサイトに頼らざるをえない状況に陥っている。この点からも分かるように、この深刻な「ポータルサイトへの多額の支払い問題」を解消ないし緩和するためには、返礼品競争の構造的な是正が不可欠と考えられる。

8 まとめ

1から7において確認したとおり、ふるさと納税の本来の趣旨や意義と現状を照らし合わせると、理念と実態の乖離が顕著であり、返礼品競争の過熱や寄附額の偏在、制度運営に伴う多額のコストなど、構造的な課題が浮き彫りになっている。これらの問題を放置すれば、制度の公平性や健全性が損なわれる恐れがあるため、寄附金税制のあり方について、制度設計の根本から再検討することが必要である。

そこで次章において、ふるさと納税制度の今後のあり方について、確認した問題点を踏まえ述べることとする。

第4章 ふるさと納税制度の今後のあり方

本章では、第3章で述べたふるさと納税制度の問題点を解決し、今後も持続可能な制度となるための改善策として、次の1から4について検討した。

1 返礼品の禁止

改善策として、まずは、ふるさと納税特有の返礼品を禁止することについて検討した。

そもそも、ふるさと納税制度の本来の趣旨が何かということについては、第1章で確認したとおり、本調査会において国の議論を基に検討しても曖昧さは拭いきれず、国の説明には不明瞭な点が残る。ただし、もしも創設時に謳われていた生まれ育った自治体への恩返し、応援したい自治体へのサポートが本来の趣旨であれば、返礼品は必須ではなく、地方税法上においても寄附を受けた団体が返礼品を提供することは義務付けられていない。返礼品を禁止し応援したい自治体へのサポートのための寄附金制度として利用が増えることで、制度本来の趣旨に沿った運用になることが期待できる。

また、返礼品を禁止することで寄附を受け入れる自治体にとっては、返礼品を調達する費用やポータルサイト運営事業者への支払いがなくなり、自治体に多くの財源が残ることとなるメリットがある。

ただし、この改善策の実現にあたっては、返礼品の提供は、寄附の対価ではなく、別途の行為として各自治体が判断して行われているもので、これを一律に税制度で禁止することは、なじまないとも考えられる。

したがって、返礼品の禁止は、慎重な検討を要するものであり、実現が困難な改善策であると考える。

2 ポータルサイトを自治体で運用

次に、ポータルサイトを自治体で運用することについても検討した。

現状として、第2章7で示したとおり、ポータルサイト運営事業者に支払う費用は、令和6年度において全自治体合わせて約1,656億円にも上っている。繰り返しになるが、本来、地方自治体によって住民への行政サービスとして使われるべき財源が、特定のポータルサイトの運営事業者に流出し地方財源の減少を引き起こすことで、行政サービスの低下も懸念されているところである。

そこで、ポータルサイトの運用を自治体で行うこととした場合、ポータルサイトの運営事業者に対する多額の支払いはなくなり、より多くの寄附金を行政サービスに使うことができるメリットがある。

ただし、独自のサイトを設ける場合、サイトの構築や運営コストの負担や自治体職員が担う事務負担の増加、ふるさと納税利用者による閲覧数の確保等の課題があり、実現させるためには専門的な運用体制が不可欠となる難しさがある。全国の自治体で共通のポータルサイトを作るというアイデアもあるが、専門的な運用体制を構築しなければならないという課題は同じである。

また、ポータルサイトの運用を自治体へ変えるのみでは、ふるさと納税の利用者の返礼品目的という意識に変化をもたらすことは想定しにくく、制度本来の趣旨に沿った運用に改善されることは期待できず、有効な改善策ではないと考える。

3 ワンストップ特例制度の見直し

前述した返礼品の禁止・ポータルサイトを自治体で運用という改善策については、検討したもののが実現が困難という結論に至った。そこで、実現可能な改善策として、ワンストップ特例制度の見直しについて検討した。

始めに、本制度を見直す必要性について触れておくと、繰り返しになるが、ふるさと納税の意義の1つとして、納税者が寄附先を選択する制度でその使われ方を考えるきっかけとなることで、税に対する意識が高まり納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になることが記載されている。しかし、ワンストップ特例制度を活用することで手続きが簡略化される実態は、むしろ納税意識の希薄化につながっていると考える。また、マイナンバーカードや、マイナポータルを活用した申告手続きが簡素化している現状やワンストップ特例制度に伴う自治体の事務負担の増加等も踏まえ、本制度については見直す必要があると考える。

次に、自治体への財政影響が大きくなっていることに対する改善策として、国による申告特例控除額に係る減収分の補填を提案する。

現行のふるさと納税の控除の仕組みでは、確定申告が不要な給与所得者等については、ワンストップ特例制度を利用すると、所得税からの控除分も含めて、すべて住民税から控除されることとなる。その際に住民税から追加で控除される部分が申告特例控除額に当たるが、その影響については、第2章5において述べたとおり、年々増加している。

ワンストップ特例制度は、給与所得者等にとって便利な制度であり、今後もふるさと納税の利用が拡大するとともに、それに比例して制度の利用者は増えていくことが想定される。その結果、申告特例控除額の影響も拡大し続け、自治体財政への影響もさらに大きくなることが見込まれる。

そもそも、納税者が確定申告を行うと所得税から控除され国が負担することとなる減収分を、ワンストップ特例制度の利用により自治体が肩代わりする明確な理由はなく、不合理である。そのため、国は、現行制度の見直しについて、速やかに着手すべきである。この見直しは、ふるさと納税を利用する納税者の税額控除や返礼品に対して全く影響を及ぼさないものであり、返礼品目的の制度となっているという根本的な問題の解決にはつながらないものの、自治体への財政影響が軽減され、かつ納税者の負担増にはならず、国と自治体の調整により実現可能な改善策として提案しておきたい。

4 特例控除の廃止

本調査会がさまざまな改善策を検討した結果、最も効果のある改善策として提案したいのは、特例控除の廃止である。

ふるさと納税が返礼品目的の傾向を強めた最大の要因は、第1章1でも触れているが、2,000円の負担のみで、それ以外の寄附金については全額住民税から控除される仕組みとなっている特例控除があるからである。

そこで、この状況を開拓する抜本的な改善策として、本来の趣旨と乖離の原因である特例控除を廃止すべきと考える。特例控除が、他の寄附金税制にない強い経済メリットを生み、寄附の本来目的を希薄化させ、返礼品競争を助長したことは疑いないことである。

本来の趣旨に沿った制度とするためには、適正な寄附金税制に戻すべきであり、そのためには、特例控除の廃止が最も効果的な改善策と考える。特例控除が廃止されれば、他の寄附金税制と同様の控除内容となり、見返りを求める純粋な寄附金税制に近づくはずである。

また、特例控除を廃止する効果として、自治体への影響についても触れておきたい。指定都市市長会の試算における指定都市の令和6年度の減収分の内訳は、基本控除額分222億円、特例控除額分1,354億円となっており、特例控除額分は減収分全体の約86%を占めている（【図表16】）。特例控除が廃止され、特例控除分の減収がなくなれば、自治体への財政影響も大きく軽減されることとなる。さらに言えば、特例控除が廃止され、返礼品目的の利用が減少すれば、返礼品競争の過熱が緩和されることにつながる。その結果、ポータルサイト運営事業者への支払いも少なくなり、地方財源が減少することも抑制できると考える。

【図表16】特例控除額の上限設定による影響額の試算（指定都市）

特例控除額の上限設定による影響額の試算（指定都市分）

特例控除額に係る上限額	5万円		10万円		15万円	
影響を受ける方の割合	29%		9%		5%	
令和6年度減収額(a)	基本控除額分	特例控除額分	基本控除額分	特例控除額分	基本控除額分	特例控除額分
	222億円	1,354億円	222億円	1,354億円	222億円	1,354億円
上限を設けた場合の減収額(b)	108億円	846億円	151億円	1,067億円	171億円	1,157億円
影響額(a)-(b)	114億円	508億円	71億円	287億円	51億円	197億円

注1 令和6年度の「ふるさと納税に関する現況調査」結果及び指定都市による調査結果を基に作成

2 上限額、減収額及び影響額は、いずれも個人市民税の額（ふるさと納税ワンストップ特例制度による申告特例控除額を除く）

3 影響を受ける方の割合は、ふるさと納税実施者全体に対する割合

参照：指定都市市長会「令和8年度税制改正要望事項」（令和7年10月）

特例控除の見直しは、指定都市市長会においても言及されており、「指定都市の財政への影響額及び納税者への影響割合を考慮し、特例控除額に定額の上

限（例えば指定都市における市民税の場合 10 万円）を設定するなどの見直しを早急に行うべき」と要望している（巻末参考資料 47 頁参照）。しかし、本調査会としては、返礼品目的の制度となっている現状を打破するため、制度の根本的な問題に対応する改善策を提案したい。なぜなら、定額の上限の設定という方法では、ふるさと納税をどの程度利用するかという度合いに多少の影響が生じるのみで、返礼品目的の状況を抜本的に改善することはできないと考えるからである。そのため、特例控除については、前述のとおり廃止を提案する。

5　まとめ - 特例控除の廃止が最も効果的な改善策 -

今後もふるさと納税制度が持続するための改善策として、さまざまな改善策を議論した。ただし、返礼品の禁止やポータルサイトを自治体で運用することについては、特定の問題点を解決できると想定されるものの実現困難な改善策である。そこで、実現可能な改善策として、国によるワンストップ特例制度における申告特例控除額に係る減収分の補填を提案したものの、抜本的な改善策ではない。議論の結論として、本調査会では、特例控除の廃止を最も効果的な改善策として提案する。特例控除を廃止し、一般的な寄附金税制とすることで、本来の趣旨に沿った制度となると考える。

制度改正が実現するまでは、横浜市は、ふるさと納税が自治体財政に影響を与えていた状況などについて、市民の理解を促進するために広報を実施することや、国に対して制度の見直しを求める要望を効果的に行っていく必要があるだろう。

（追記）報告書を取りまとめたところで、国においてふるさと納税制度の見直しの動きがあった。高所得者ほど高額の返礼品を受け取れるのは不公平だという指摘に対し、個人住民税の特例控除額に 193 万円（給与収入 1 億円相当）の上限を新たに設定することが令和 8 年度税制改正の大綱に盛り込まれたのである。

国は健全な運用に向けた見直しとしているが、給与収入 1 億円以上という極めて限られた納税者に対する改正であり、問題の根本的な解決にはつながらず全くもって不十分である。ふるさと納税制度の問題解決には、我々が提案する特例控除の廃止を行うことが必要なのである。

おわりに

ふるさと納税は、国民の間でもきわめて関心の高いテーマであり、本調査会としても活発な議論を行った。

周知のように、さまざまな問題点が、さまざまに異なる立場・観点から指摘されているため、ふるさと納税の問題点をいかに切り分けて料理するのか、論点の立て方は容易ではなかった。そのため審議の難易度は高かったが、本調査会メンバーは実務でも理論でも経験が豊富であるため、包括的で客観的な分析を加えることができたと確信している。

最終的な結論として、ふるさと納税に固有の特例控除の廃止を提言した。特例控除が廃止されれば、返礼品目的での利用は大幅に減り、本来の趣旨に沿った制度に立ち戻すことができると考えるからである。ここで言う本来の趣旨とは、国レベルの議論で提示されている「生まれ育った自治体への恩返し」、「応援したい自治体へのサポート」である。

この本来の趣旨への回帰に加えて、特例控除の廃止が実現すれば、2つの問題も解消する。2つの問題とは、大都市自治体に悪影響を与えていた多額の減収問題と、民間事業者のポータルサイト等への多額の支払い問題である。

本報告書が、ふるさと納税制度の本来の趣旨に立ち返り、持続可能な公平な制度設計や、ふるさと納税制度の見直しの一助となることを願って、報告書の締めとしている。冒頭にも記したように、多くの市民、市会議員、地方関係者、そして国民のみなさまにご高覧いただければ幸いである。

- (注1) 総務省通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日総税市第28号)。
- (注2) 金子宏「租税法 第24版」97頁。
- (注3) 総務省ホームページ「課税自主権の概要」。

参 考 資 料

〔令和 7 年度横浜市税制調査会における会議資料
(抄)〕

ふるさと納税制度の あり方について

横浜市財政局税制課



目 次

I ふるさと納税制度の概要

- 1 創設・改正経緯
- 2 ふるさと納税制度の実績と現状

II メディア等で指摘されている問題点

- 1 自治体財政への影響
- 2 税の公平性
- 3 本来の趣旨と異なる活用の拡大

【参考1】 横浜市の対応

【参考2】 ふるさと納税制度に対する有識者等の意見

I ふるさと納税制度の概要

2

I ふるさと納税制度の概要

- 平成20年度税制改正において、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設された。
- 自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・住民税から全額が控除される。

ふるさと納税の意義（総務省 ふるさと納税ポータルサイトHP「ふるさと納税の理念」より抜粋）

- ・第一に、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。
それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になります。
- ・第二に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。
それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になります。
- ・第三に、自治体が国民に取組をアピールすることでのふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。
それは、選んでもらうに相応しい、地域のあり方をあらためて考えるきっかけへとつながります。

控除のイメージ



1 創設・改正経緯

1-1 創設・改正経緯（H5～R7）

- 平成20年度税制改正により、ふるさと納税制度は創設された。
- 平成27年度税制改正により、特例控除額の上限の引上げ（個人住民税所得割額の1割から2割に拡充）及びワンストップ特例制度の創設が行われた。
- 直近は、制度本来の趣旨に沿った運用がより適正に行われるよう、返礼品の基準に係る改正が行われている。

年度	概要(主な改正内容)
平成5年度	個人住民税の寄附金控除の対象に地方公共団体に対する寄附金を追加 ※10万円を超える寄附を行った場合、10万円を超える寄附金の金額について寄附金控除の対象
平成20年度	ふるさと納税制度の導入(特例控除の創設) 〈6ページ〉
平成23年度	寄附金控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げ
平成27年度	特例控除上限の引上げ(所得割の1割から2割へ拡充) ワンストップ特例制度の創設 〈7ページ〉 〈9ページ〉
令和元年度	指定制度の創設(実施基準・返礼品基準) ※過度な返礼品等の是正・趣旨に反するような募集等の是正
令和5年度	前指定対象期間に係る基準不適合等への対応 ※最大2年前の基準不適合等を理由とした指定の取消しが可能 募集適正基準の改正 ※募集費用について、付随費用も含めて寄附金額の5割以下とする 地場産品基準の改正 ※加工品のうち熟成肉と精米について、原材料が当該地方団体と同一の都道府県内産であるものに限り、返礼品として認める
令和6年度	募集適正基準の改正<R7年10月から適用> ※ポイント等の付与を行う者を通じた募集を禁止 地場産品基準の改正 ※「区域内での工程が製造等ではなく製品の企画立案等であるもの」や「宿泊等の役務」について、付加価値や、地域との関連性をより重視した形で基準を見直し
令和7年度	募集費用の透明化<R7年度の募集費用(R8年9月に公表)から適用> ※地方団体が「1支払先あたり100万円以上」の募集費用について、その支払先・支払額・支払目的を公表 地場産品基準の明確化<R8指定(R8年10月)から適用> ※付加価値割合の算出方法について、価格に基づく算出を原則とする ※製造者が価値の過半が区域内で生じたことを証明するとともに、自治体が証明事項を公表する 等

1-2 ふるさと納税制度の創設（H20）



- 個人住民税の寄附金税制の抜本的な見直しがされる中で、地方公共団体に対する寄附金税制を大幅に拡充し、所得税と合わせて一定限度まで全額を控除する仕組みを平成21年度分の個人住民税から導入。
- 所得税と個人住民税の基本分の控除により控除できなかった寄附金額について、個人住民税の税額控除の特例分として、個人住民税所得割額の1割を限度として全額控除。

地方公共団体に対する寄附金税制の見通し

	現 行	改 正 後
〔 寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲 〕	都道府県又は市区町村	都道府県又は市区町村
〔 控除方式 〕	所得控除方式	税額控除方式
〔 控除率 〕	(適用対象寄附金 × 税率) (10%) の軽減効果	地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除
〔 控除対象限度額 〕	総所得金額等の25% (地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)	〔税額控除額の計算方法〕 ①②の合計額を税額控除 ① [地方公共団体 - 5千円] × 10% ② [地方公共団体 - 5千円] × [90% - 0~40%] 〔寄附者に適用される所得税の累進税率〕 ②の額については、個人住民税所得割額の1割を限度
〔 適用下限額 〕	10万円	5千円

出典：平成20年改正地方税制詳解（地方財務協会） 6

1-3 特例控除額の拡充・申告手続きの簡素化（H27）



- 地方創生を推進する観点からふるさと納税の一層の活用を促進するため、特例控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に拡充。
- 確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例を創設。

● ふるさと納税 改正の概要

(1) 特例控除額の控除限度額の引上げ

(略)

今般の年度改正法において、この控除限度額について、地方創生を推進する観点からふるさと納税の一層の活用を促進するため、『地域社会の会費』という個人住民税の性格も踏まえ、特例控除額の上限を個人住民税所得割の1割から2割に引き上げることとされたところである（法37の2②、314の7②）。この結果、2,000円を除く全額が控除されるふるさと納税額（年間上限）についても、従前の約2倍となることとなった。

(2) ふるさと納税ワンストップ特例制度

今般創設されたふるさと納税ワンストップ特例制度は、マイナンバー、マイナポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入するものであり、当分の間の特例として創設された。当分の間の申告手続の特例として創設するものであることから、地方税法本法附則において、『個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等』として規定されたものである（法附則7、附則7の2、附則7の3）。(略)

出典：平成27年改正地方税制詳解（地方財務協会）

1-4 ふるさと納税に係る控除額の計算 (H27～現在)

- ふるさと納税のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除される。

【控除額の計算】

- 所得税…(ふるさと納税額 - 2,000円)を所得控除 (所得控除額×所得税率(0~45%※))が軽減)
 - 個人住民税(基本分)…(ふるさと納税額 - 2,000円)×10%を税額控除
 - 個人住民税(特例分)…(ふるさと納税額 - 2,000円)×(100% - 10%(基本分) - 所得税率(0~45%※))
→ ①、②により控除できなかった額を、③により全額控除(所得割額の2割を限度)
- (※) 平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

【控除イメージ^(※1)】

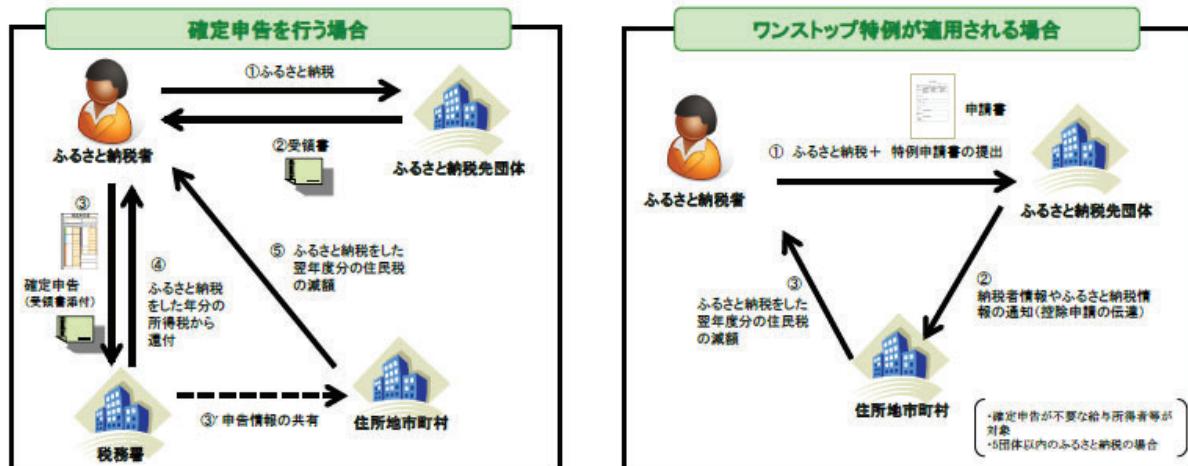


※1 年収700万円の給与所得者(夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。
※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。
※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

参照：ふるさと納税制度の概要（総務省） 8

1-5 ワンストップ特例制度 (H27～現在)

- ふるさと納税先団体数が少ない場合等に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に申請することによって、寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組み（平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象）。
- 控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税をした翌年に確定申告を行うことが必要だが、確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告がふるさと納税を躊躇する原因となっている可能性があることから本制度が創設された。
- 所得税控除相当額を個人住民税から控除する仕組みにより、本来、国が負担すべき減収分を地方自治体が肩代わりしている状況。



参照：ふるさと納税制度の概要（総務省）

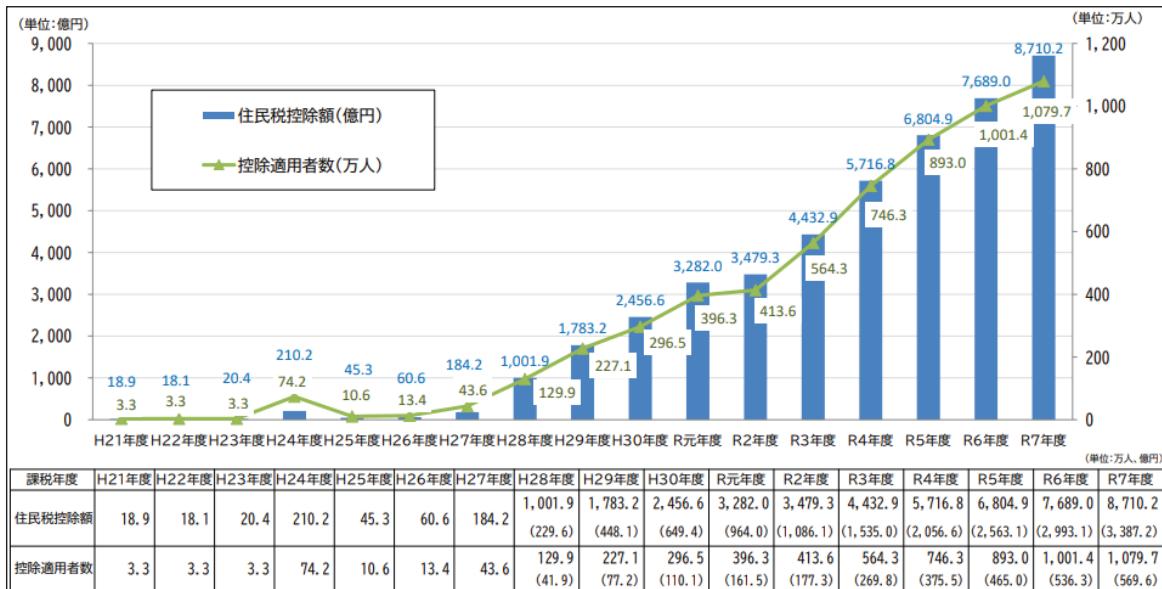
9

2 ふるさと納税制度の実績と現状

10

2-1 住民税控除額及び控除適用者数の推移（全国計）

- ふるさと納税に係る住民税控除額及び控除適用者数は年々増加。
- ワンストップ特例制度の適用実績は、制度開始後年々増加。
- 令和7年度課税における控除額は約8,710億円、控除適用者数は約1,080万人。



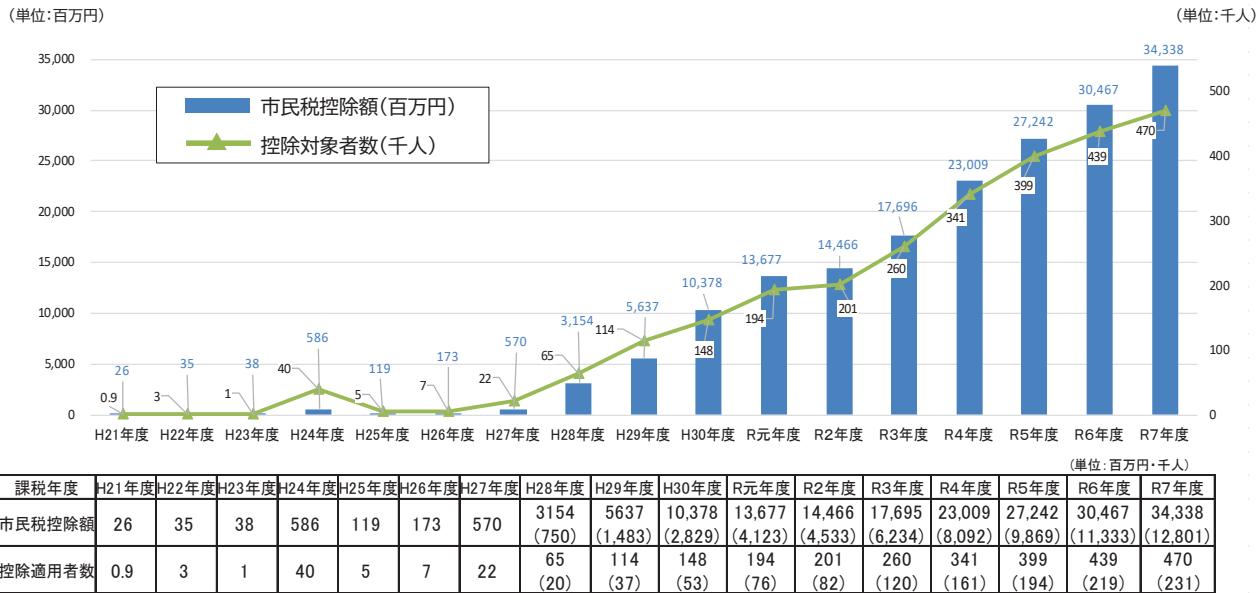
※ 各年度の計数は、前年中(例えば、令和7年度については、令和6年1月1日～令和6年12月31日の間)のふるさと納税に係るその翌年度の控除の適用状況である。

※ 表中()内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用実績である。

※ 令和6年度までの計数は、各年度の「市町村税課税状況等の調」をもとに、令和7年度の計数は、現況調査の結果をもとに算出している。

2-2 市民税控除額及び控除適用者数の推移（横浜市計）

- ふるさと納税に係る市民税控除額及び控除適用者数は年々増加。
- ワンストップ特例制度の適用実績は、制度開始後年々増加。
- 令和7年度課税における控除額は約343億3,800万円、控除適用者数は約47万人（全国1位）。



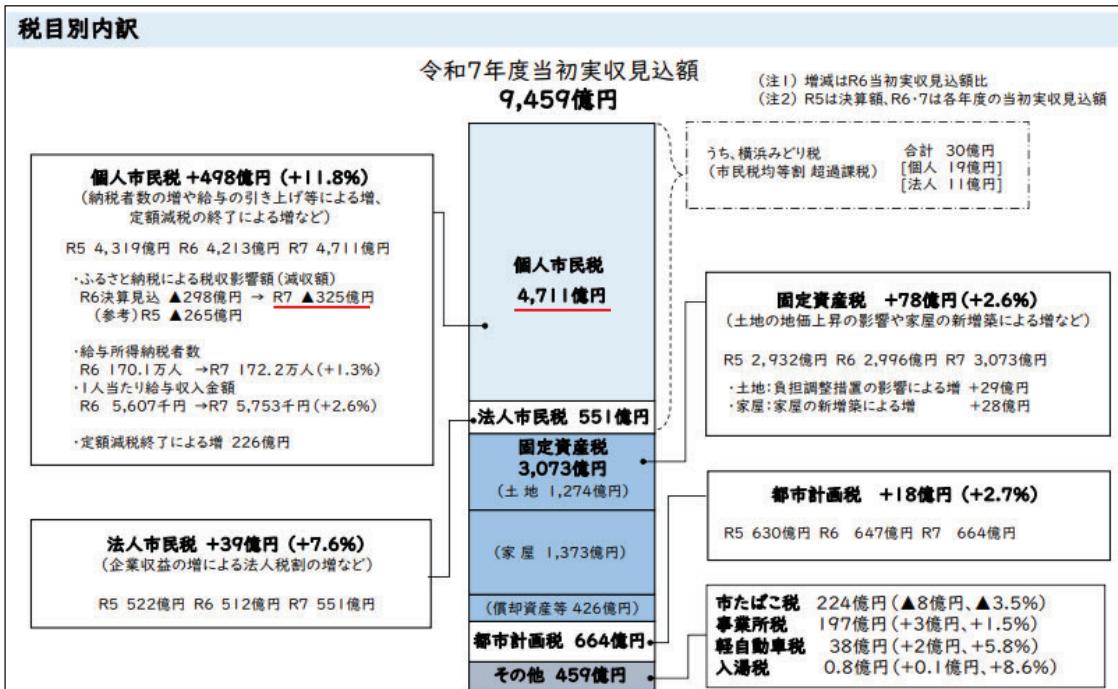
※平成28年度以降は、各年度の「ふるさと納税に関する現況調査について 課税における住民税控除額の実績等」（総務省）の数値、平成27年度以前は、課税状況調査をもとに算出し、作成。

※表中（）内はふるさと納税ワンストップ特例制度の適用実績

12

2-3 【参考】令和7年度市税実収見込額の概要（横浜市）

- ふるさと納税に係る市民税の減収影響額は、個人市民税収の約7%（=325億円/4,711億円）に迫る規模。

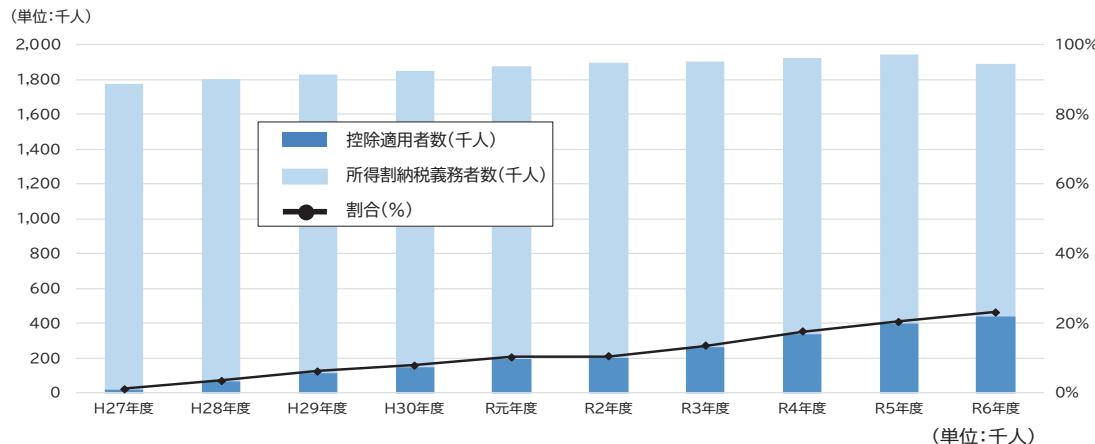


参照：本市HP「令和7年度市税実収見込額の概要」 13

2-4 個人市民税の納税義務者に占める控除適用者の割合



- 横浜市の令和6年度個人市民税所得割の納税義務者の中、ふるさと納税にかかる控除適用者は約23%を占める。
- 個人市民税所得割納税義務者数に占める控除適用者数の割合は年々増加。



(単位:千人)

課税年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
総人口(1月1日時点)	3,722	3,729	3,736	3,738	3,746	3,755	3,760	3,756	3,754	3,753
個人市民税所得割納税義務者数	1,778	1,803	1,828	1,849	1,877	1,898	1,906	1,927	1,947	1,890
控除適用者数	22	65	114	148	194	201	260	341	399	439
納税義務者数に占める控除適用者数の割合	1.2%	3.6%	6.2%	8.0%	10.3%	10.6%	13.6%	17.7%	20.5%	23.2%

※個人住民税所得割納税義務者数：各年度の「市町村税課税状況等の調（個人の市町村民税の納税義務者等に関する調 第2表）」均等割と所得割を納める者 納税義務者数

人口：各年度の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査「【総計】市区町村別人口、人口動態及び世帯数」（総務省）

14

2-5 令和7年度課税における住民税控除額の多い20団体



- 人口が多い団体ほど控除額・控除適用者数が多い傾向。
- 横浜市が最多（控除額約340億円・控除適用者数約47万人）。
- 令和4年度課税以降、上位20団体に変動なし（20位内で順位変動はあり）。

○ R7年度課税における住民税控除額 上位20団体

(単位:百万円、人)

順位	団体名	住民税控除額	控除適用者数	順位	団体名	住民税控除額	控除適用者数
1	神奈川県 横浜市	34,338	470,220	11	東京都 港区	9,107	58,378
2	愛知県 名古屋市	19,836	274,495	12	千葉県 千葉市	7,193	101,756
3	大阪府 大阪市	19,226	298,579	13	広島県 広島市	6,605	107,124
4	神奈川県 川崎市	15,401	222,033	14	東京都 大田区	6,473	114,039
5	東京都 世田谷区	12,349	155,155	15	東京都 江東区	6,159	95,523
6	埼玉県 さいたま市	11,442	167,078	16	東京都 杉並区	5,960	93,572
7	福岡県 福岡市	10,942	170,206	17	東京都 品川区	5,958	82,898
8	兵庫県 神戸市	10,216	157,449	18	宮城県 仙台市	5,858	96,184
9	北海道 札幌市	10,026	179,123	19	東京都 渋谷区	5,799	45,587
10	京都府 京都市	9,147	135,811	20	東京都 練馬区	5,614	105,221

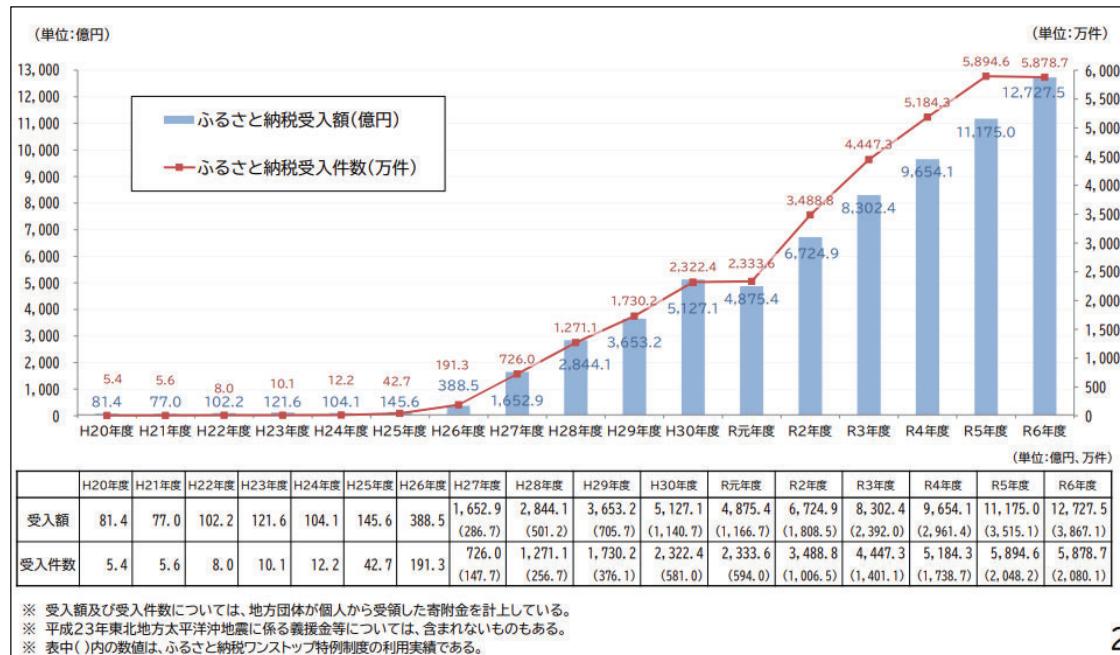
※ R6年中（R6.1月～R6.12月）のふるさと納税に係る住民税控除の適用実績

参照：ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）（令和7年7月31日自治税務局市町村税課）

15

2-6 ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移（全国計）

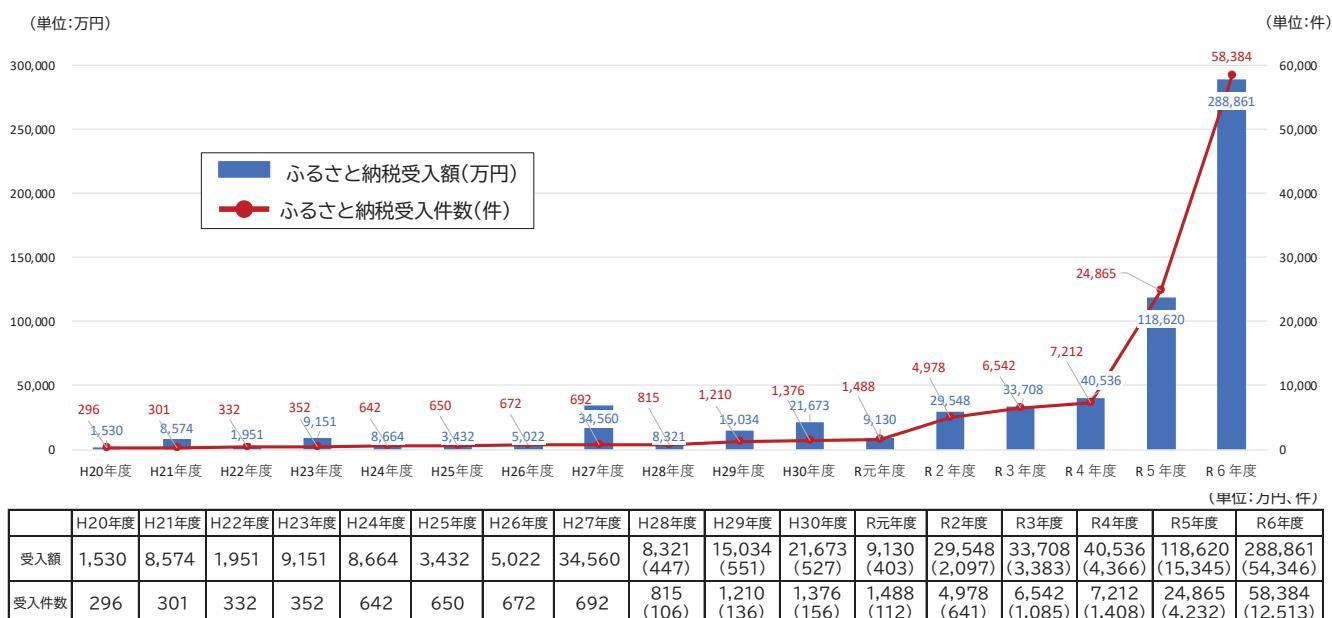
- ふるさと納税の受入額は直近6年間増加しているが、受入件数は令和6年度に減少。
- ワンストップ特例制度の利用実績は、制度開始後年々増加。
- 令和6年度の受入額は約1兆2,728億円、受入件数は約5,879万件。



参考：ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）（令和7年7月31日自治税務局市町村税課） 16

2-7 ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移（横浜市計）

- ふるさと納税の受入額・受入件数ともに直近6年間増加。
- ワンストップ特例制度の利用実績は、令和2年度以降急増。
- 令和6年度の受入額は約28億8861万円、受入件数は5万8,384件。



2-8 令和6年度におけるふるさと納税受入額の多い20団体



- 上位20団体で全国の受入額のうち約2割（約2,533億円）を占める。
- 20団体中5団体を除き、令和5年度も受入額上位20団体に入っている（赤字の団体）。

○令和6年度におけるふるさと納税受入額 上位20団体

(単位:百万円、件)

団体名		寄附受入額	寄附件数	財政力指数 (令和5年度)	団体名	寄附受入額	寄附件数	財政力指数 (令和5年度)	
1 兵庫県	宝塚市※	25,668	7,919	0.82	11 静岡県	焼津市	11,907	800,136	0.82
2 北海道	白糠町	21,165	1,333,228	0.24	12 京都府	京都市	11,500	246,550	0.8
3 大阪府	泉佐野市	18,152	1,130,779	0.86	13 山梨県	富士吉田市	10,120	511,542	0.66
4 宮崎県	都城市	17,692	862,624	0.54	14 岩手県	花巻市	8,432	550,101	0.46
5 北海道	別海町	17,350	1,035,913	0.31	15 福井県	敦賀市	8,393	420,558	0.86
6 北海道	根室市	14,691	672,865	0.34	16 北海道	千歳市	7,476	387,226	0.72
7 愛知県	名古屋市	13,791	274,101	0.97	17 山梨県	甲府市	7,416	199,679	0.71
8 宮崎県	宮崎市	13,243	687,764	0.69	18 新潟県	南魚沼市	7,122	183,624	0.41
9 北海道	紋別市	13,083	760,997	0.33	19 茨城県	守谷市	7,038	335,898	0.96
10 宮城県	気仙沼市	12,165	819,350	0.44	20 静岡県	富士宮市	6,938	363,067	0.84

※宝塚市によると、寄附受入額約257億円には、市立病院に対する市民2人からの約254億円の寄付を含んでいる。

※令和6年度（令和6.4月～令和7.3月）の受入実績

参照：ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）（令和7年7月31日自治税務局市町村税課）から作成
財政力指数：「令和5年度地方公共団体の主要財政指標一覧 全市町村の主要財政指標」（総務省）

18

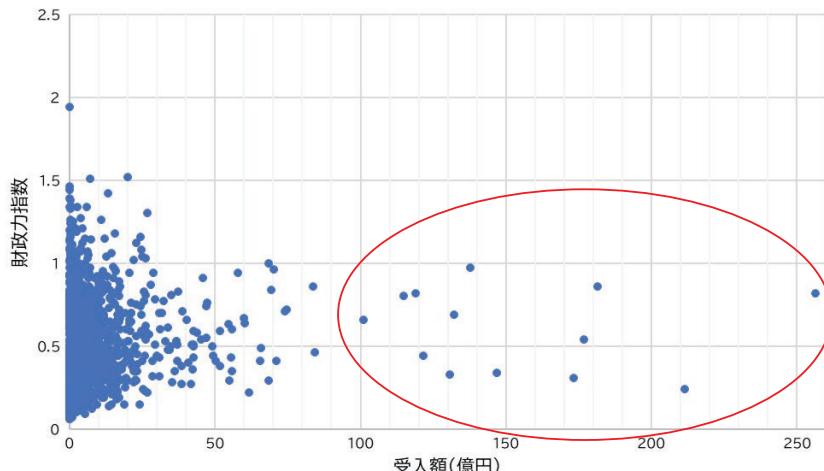
2-9 【参考】ふるさと納税受入額の偏り①



- ふるさと納税受入額は、一部の団体に偏っている。
- 財政力指数とふるさと納税受入額の明確な相関関係は見受けられない。

○ 財政力指数とふるさと納税受入額の散布図

【参考】財政力指数の全国平均:0.48
財政力指数が1を超えると地方交付税の不交付団体となる



地方団体の約8割

受入額	団体数
10億円以下	1425
10億円超50億円以下	273
50億円超100億円以下	23
100億円超150億円以下	8
150億円超200億円以下	3
200億円超	2

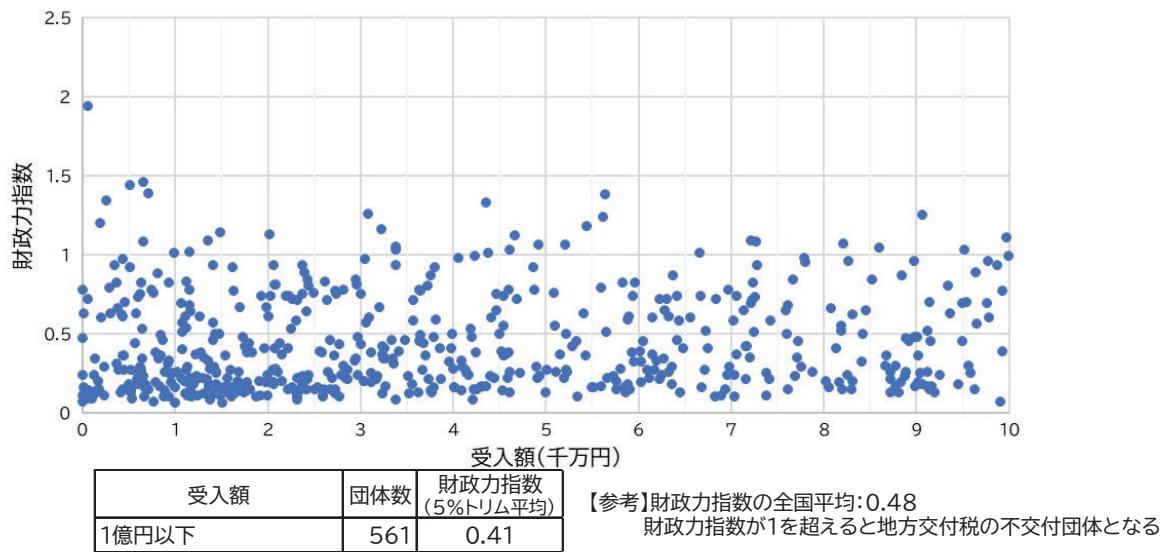
参照：ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）（令和7年7月31日自治税務局市町村税課）、
「令和5年度地方公共団体の主要財政指標一覧 全市町村の主要財政指標」（総務省）から作成

19

2-10 【参考】ふるさと納税受入額の偏り②

- 財政力指数とふるさと納税受入額の明確な相関関係は見受けられない。
- ふるさと納税受入額1億円以下の団体の財政力指数の平均は、全国平均（0.48）より低くなっている（0.41）。

- 財政力指数とふるさと納税受入額の散布図（受入額1億円以下）

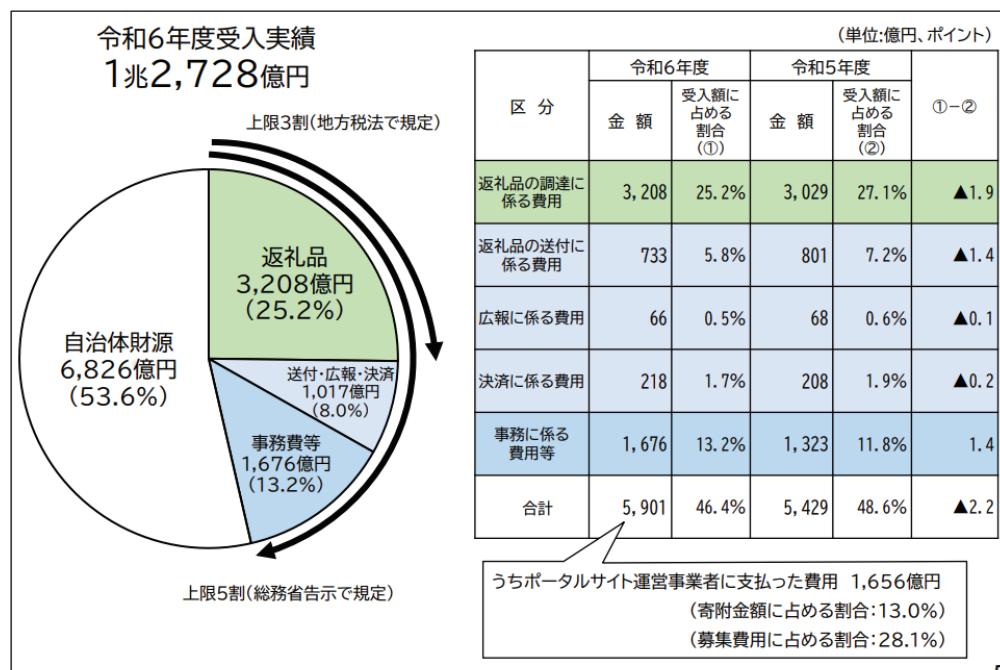


参照：ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）（令和7年7月31日自治税務局市町村税課）、
「令和5年度地方公共団体の主要財政指標一覧 全市町村の主要財政指標」（総務省）から作成

20

2-11 ふるさと納税の募集に要した費用（全体）

- ふるさと納税の募集に要した費用は、全団体合計で約5,900億円（受入額の約46%）。
- 費用のうちポータルサイト運営事業者に支払った費用は約1,656億円。



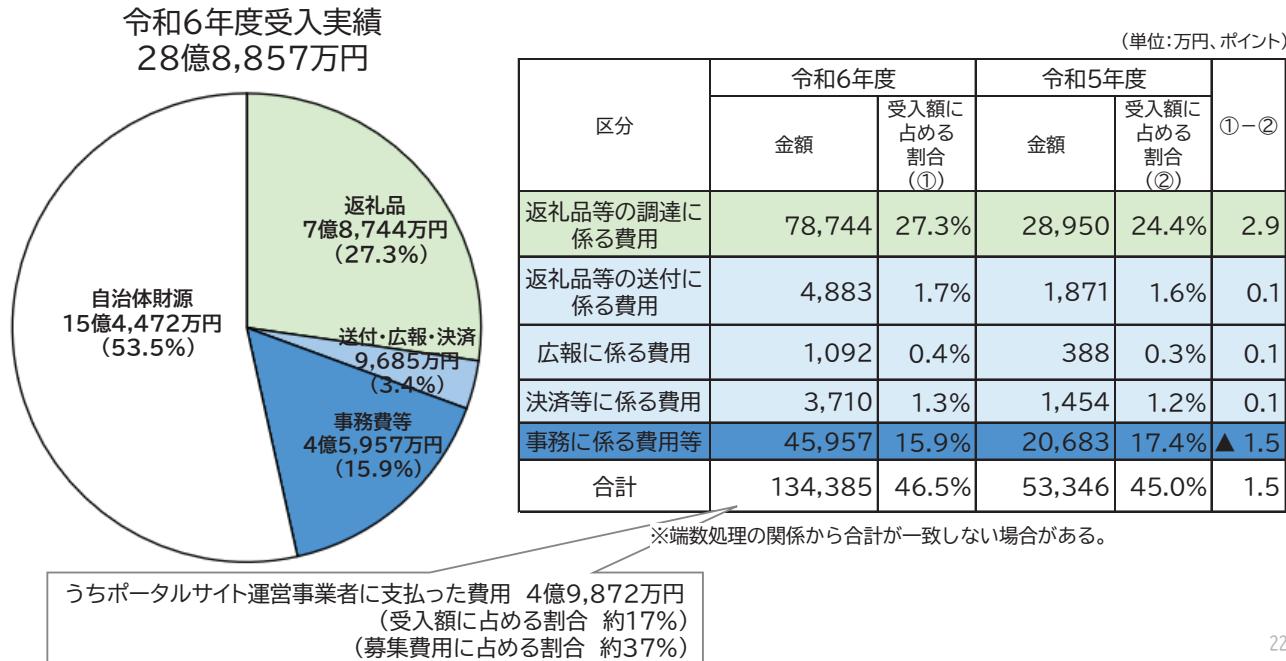
5

参照：ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）（令和7年7月31日自治税務局市町村税課） 21

2-12 ふるさと納税の募集に要した費用（横浜市計）



- ふるさと納税の募集に要した費用は、合計で約13億4,385万円（受入額の約47%）。
- 費用のうちポータルサイト運営事業者に支払った費用は、約4億9,872万円（受入額の約17%、募集費用の約37%）。



22

2-13 ふるさと納税の募集に要した費用の変動（横浜市）



- ふるさと納税受入額の増加と合わせて、受入額に占める費用の割合も増加している。

(単位:万円)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金額	受入額に占める費用の割合	金額	受入額に占める費用の割合	金額	受入額に占める費用の割合	金額	受入額に占める費用の割合	金額	受入額に占める費用の割合	金額	受入額に占める費用の割合
受入額	9,130		29,548		33,708		40,536		118,620		288,857	
返礼品等の調達に係る費用	83	0.9%	2,404	8.1%	5,116	15.2%	7,002	17.3%	28,950	24.4%	78,744	27.3%
返礼品等の送付に係る費用	2	0.0%	0.4	0.0%	1	0.0%	1	0.0%	1,871	1.6%	4,883	1.7%
広報に係る費用	40	0.4%	33	0.1%	27	0.1%	60	0.1%	388	0.3%	1,092	0.4%
決済等に係る費用	20	0.2%	194	0.7%	283	0.8%	630	1.6%	1,454	1.2%	3,710	1.3%
事務に係る費用等	40	0.4%	724	2.5%	1,208	3.6%	3,969	9.8%	20,683	17.4%	45,957	15.9%
合計	183	2.0%	3,356	11.4%	6,634	19.7%	11,461	28.3%	53,346	45.0%	134,385	46.5%

※端数処理の関係から合計が一致しない場合がある。

23

2-14 【参考】募集費用に関する規定



地方税法（昭和25年7月法律第226号）

（寄附金税額控除）

第三百四十四条の七 本文省略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、第一号、第四号及び第五号に掲げる基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 省略

二 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

三から五 省略

3 以降省略

総務省告示第179号（令和7年6月24日最終改正）

（趣旨）

第一条 省略

（募集の適正な実施に係る基準）

第二条 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百四十四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、第一号、第二号及び第二号の二（地方団体が食品（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する食品をいう。以下同じ。）を法第三十七条の二第二項及び第三百四十四条の七第二項に規定する返礼品等（以下「返礼品等」という。）として提供する場合には、次の各号）のいずれにも該当することとする。

一 省略

二 指定対象期間（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の十六第二項に規定する指定対象期間（同条第三項又は第四項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百四十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあっては、同令第一条の十六第五項に規定する指定対象期間）をいう。以下同じ。）において第一号寄附金の募集に要する費用（法附則第七条第二項に規定する申告特例の求めに関する事務、第一号寄附金の受領を証する書類に関する事務など、当該募集に付随して生ずる事務に要する費用を含む。次号において「募集費用」という。）の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

24

2-15 寄附受入額の活用状況（全国）



- ふるさと納税制度による寄附受入額は、子育て支援や教育、まちづくりなどに活用されている。
- 災害支援金としても活用されており、その場合、返礼品がないものの、多額の寄附を受け入れ復旧や復興のために使われている。

【北海道白糠町（令和6年度寄附受入額が全国第2位）における活用事例】

- ・子育て支援事業（18歳までの医療費の無料化、保育料・給食費の無料化など）
- ・教育（幼児教育サポート事業、放課後学習サポート事業など）
- ・まちづくり（防災行政無線戸別受信機の整備など）
- ・健康づくり（町民の健康づくり）
- ・産業づくり（新規就農者支援事業など）

出典：白糠町ふるさと納税 寄附金の使い道（北海道白糠町ホームページ）

【災害支援金としての活用】

- ・能登半島地震への支援により、石川県及び県内自治体への寄附が急増（52億円→113億円、118%増）

出典：令和6年度地方財政審議会（令和7年2月7日）説明資料

25

- 横浜市において、ふるさと納税制度による寄附受入額は、子どもの貧困対策や動物園の経費ほか、男女共同参画支援、高齢者福祉・障がい者福祉の向上などに活用されている。
- その他、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）への活用。

【令和5年度における寄附金額とその使途】

〈寄附総額〉

約12億円

〈主な活用先〉

- ・子どもの貧困対策・・・約1.6億円
- ・男女共同参画支援・・・約0.5億円
- ・動物園の経費・・・約0.5億円
- ・高齢者福祉・障がい者福祉の向上・・・約0.3億円 など

【GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）への寄附】

- ・寄附金を基金へ積み立て、横浜市が行うGREEN×EXPO 2027に関する事業の推進に活用

26

II メディア等で指摘されている問題点

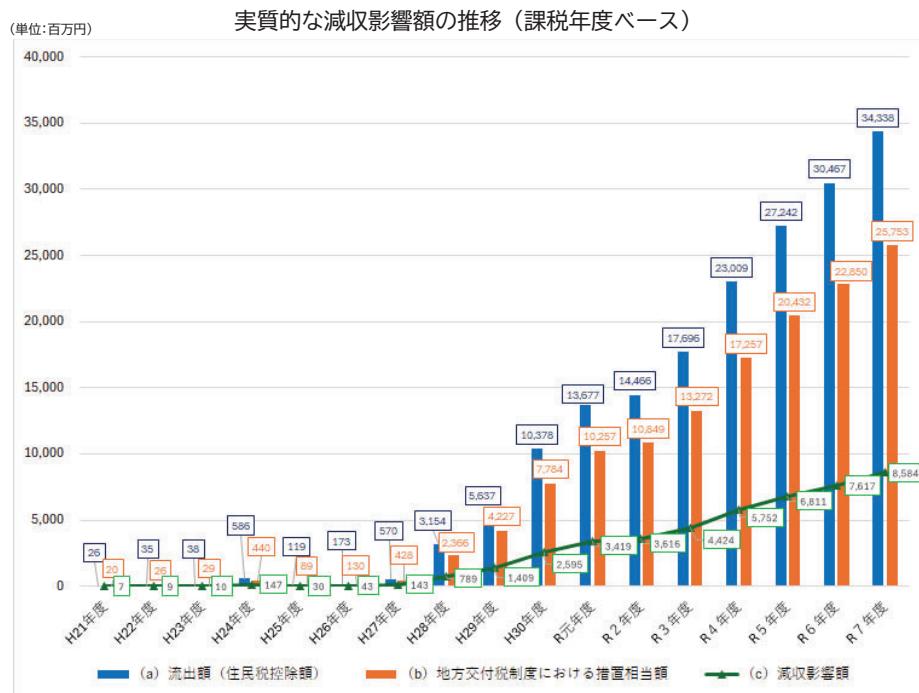
27

1 自治体財政への影響

28

1-1 横浜市の実質的な減収影響額

- ふるさと納税制度の利用による流出額（住民税控除額）は年々増加（R7年度課税分：約340億円）。
- 地方交付税制度における措置（約75%相当）を考慮した実質的な減収影響額は約86億円。

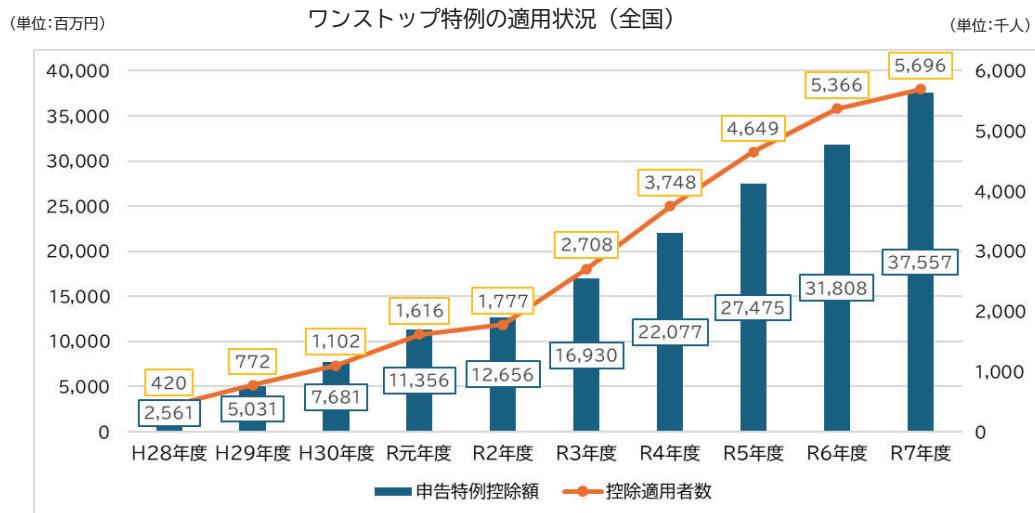


※ (b) 地方交付税制度における措置相当額は、(a) 流出額（住民税控除額）の75%と仮定し算出した額

29

1-2 ワンストップ特例制度による減収影響（全国）

- ワンストップ特例制度適用分の人数は、全国で約570万人。
- R7年度課税分における申告特例控除額（確定申告をすれば所得税から控除される分）は、全国計で約376億円。

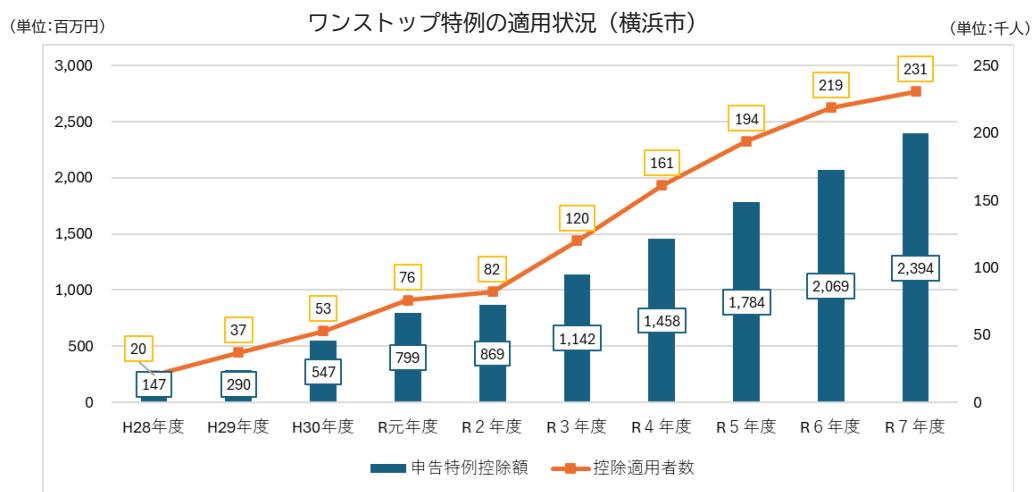


※「ふるさと納税に関する現況調査について 住民税控除額の実績等」（総務省）の数値

30

1-3 ワンストップ特例制度による減収影響（横浜市）

- R7年度課税分における横浜市のワンストップ特例制度適用分の人数は、約23万人。
- R7年度課税分における申告特例控除額（確定申告をすれば所得税から控除される分）は約24億円となっており、地方交付税制度における措置を考慮した実質的な影響額は約6億円に及ぶ。



※「ふるさと納税に関する現況調査について 住民税控除額の実績等」（総務省）の数値

31

2 税の公平性

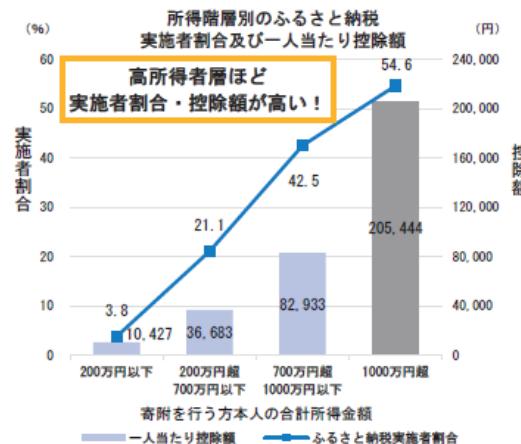
32

2-1 高所得者ほど大きな節税効果

(指定都市市長会税制改正要望における説明)

- 合計所得金額の階層別で見ると、高所得者層ほど、ふるさと納税の実施者割合及び一人当たり控除額が高い。
- 特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、寄附金税額控除の上限額が所得に比例して高くなり、返礼品と組み合わせることにより、高所得者ほど大きな節税効果が生じている。

所得階層別のふるさと納税実施者割合及び一人当たり控除額（指定都市）



注1 指定都市による調査結果（令和5年度課税分）を基に作成

2 控除額は、個人市民税の寄附金税額控除額

3 実施者の割合は、所得階層別の納税義務者全体に対する割合

出典：令和7年度税制改正要望事項（指定都市市長会）より抜粋

33

3 本来の趣旨と異なる活用の拡大

34

3-1 ふるさと納税制度に関する意識①

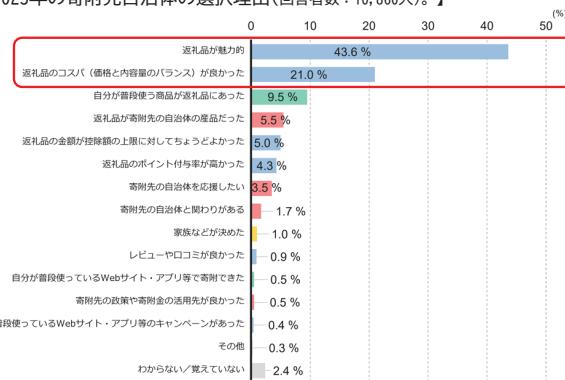
- 寄附先を選ぶ際には、返礼品の内容や魅力・コスパが重視されている（2024・2025年民間調査）。
- ふるさと納税制度において「お礼品が必要だと思う」と回答した人8割以上（2020年民間調査）。

【寄附先を選ぶ際に重視するポイントを教えてください（回答者数：1,009人）】

- ・返礼品の内容や魅力：85.0%
- ・還元率・コスパ：44.6%
- ・応援したい自治体：27.6%
- ・寄附金の使い道（福祉、教育、災害支援など）：27.5%
- ・地元・ゆかりのある地域：23.2%
- ・評判やレビュー：23.0%
- ・配送の早さ・丁寧さ：8.0%

出典：2025年度 ふるさと納税に関するアンケート調査（はじめてのふるさと納税）

【寄附先選びの決め手は何？
～2023年の寄附先自治体の選択理由（回答者数：10,860人）】



出典：ふるさと納税1万人調査！利用者の本音と最新トレンド
～ふるさと納税実態調査③～（独立行政法人経済産業研究所）

【ふるさと納税制度において、お礼品は必要だと思いますか（回答者：ふるさと納税経験のある8,871人）】



【お礼品が必要だと思う理由<回答例>】

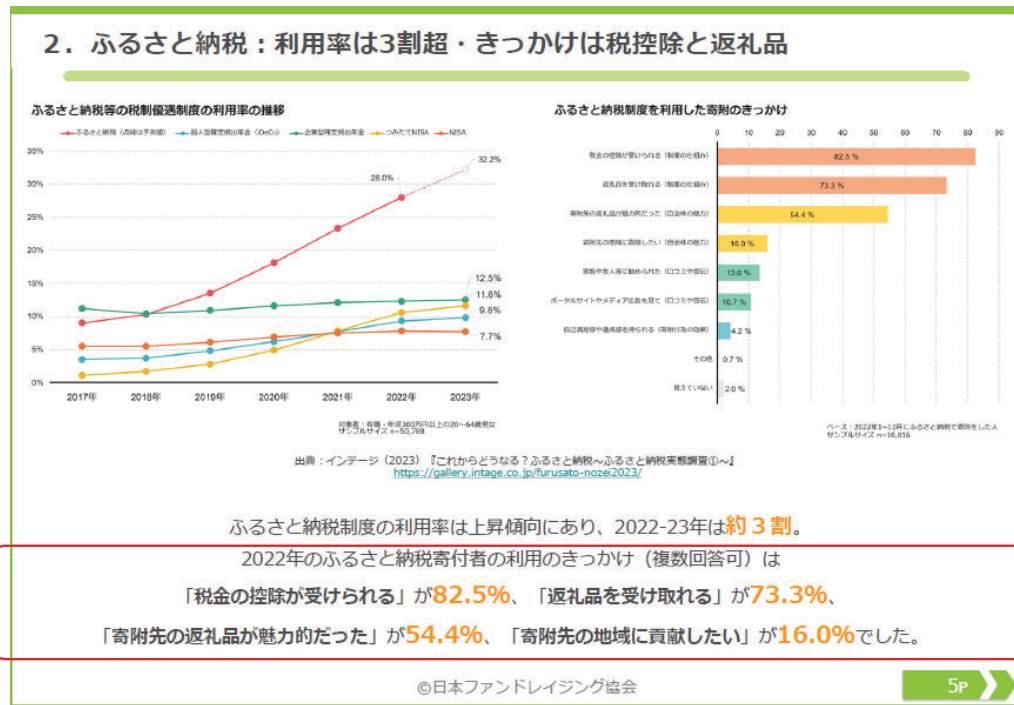
- ・お礼品があると、お得感があり、楽しみながら納税できる
- ・面倒な手続きもあるわけで、それに対してのモチベーションの維持につながる
- ・地域産業のPRになると思う。その地域への意識が高まりふるさと納税以外でも気に留まるようになっている
- ・お礼品の品により地域の特性をPRでき、その自治体を知るきっかけとなるため
- ・地域産業の雇用と活性化にもなっていると思う
- ・納税する側としての楽しみと、自治体側からは地域のアピールにつながり、観光などの別の形で経済が動くきっかけになりwin-winの策だと思うから

【お礼品が必要ないと思う理由<回答例>】

- ・お礼品を期待し、本来の目的と逸脱している
- ・応援したい自治体であれば別に必要ない。特産品がない自治体は寄付が少なく大変だと思う
- ・本来の趣旨に反する。住民税が控除されれば十分である
- ・本来寄付は、当該団体に対する愛着からするべきものだから

出典：2020 ふるさと納税利用実態アンケート（さとふる）

- ふるさと納税制度を利用した寄附のきっかけとして、「税金の控除が受けられる」、「返礼品を受け取れる」、「寄附先の返礼品が魅力的だった」が多い（2024年民間調査）。



出典：寄付白書プラス 2024 ~2022-23年の寄付市場を概観する～（日本ファンドレイジング協会）

36

【参考1】 横浜市の対応

1-1 指定都市市長会による要望内容①



- 横浜市を含む指定都市市長会は、税制改正要望として、ふるさと納税の見直しを挙げている。
- 具体的には、本来の趣旨に沿った制度となるよう、① 特例控除額に定額の上限（例えば指定都市における市民税の場合10万円）を設けるなどの見直し、②ふるさと納税ワンストップ特例制度の見直しを要望。

02 ふるさと納税制度の見直し

1 ふるさと納税制度の早急な見直し

ふるさと納税制度について、本来の趣旨に沿った制度となるよう、特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを早急に行うこと。

<現状と理由>

ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に対して、税制を通じて貢献するという趣旨のもと創設された制度であるが、一部の地方自治体で過度な返礼品が設けられたことにより返礼品を目的とした寄附者が増加した。そのため、令和元年度税制改正で指定制度が創設され、返礼品については、その調達に要する費用の額を寄附金の額の3割以下とすることとされたところである。

しかし、特例控除額が現行の所得割額の2割という定率の上限のみでは、寄附金額控除の上限額が所得に比例して高くなり、返礼品と組み合わせることにより、結果として、高所得者ほど大きな節税効果が生じている。

また、返礼品を目的とした寄附の増加により、地方自治体の財政に与える影響、特に都市部における税収減は非常に大きく、指定都市における税額控除額が全国の市区町村分の3分の1超を占めるなど、ふるさと納税制度による指定都市の税収減は、もはや見過できる状況はない。

こうした課題が依然として残されていることから、本来の趣旨に沿った制度となるよう、指定都市の財政への影響額及び納税者への影響割合を考慮し、特例控除額に定額の上限（例えば指定都市における市民税の場合10万円）を設定するなどの見直しを早急に行うべきである。

2 ふるさと納税ワンストップ特例制度の見直し

ふるさと納税ワンストップ特例制度について、所得税控除相当額を個人住民税から控除する仕組みを速やかに見直すこと。

また、見直しまでの間、個人住民税から控除される所得税控除相当額は、地方特例交付金により全額を補填すること。

<現状と理由>

ふるさと納税ワンストップ特例制度については、マイナポータルを活用した寄附金控除に係る申告手続の簡素化までの特例的な仕組みとして導入されたにもかかわらず、令和3年分の確定申告からマイナポータルを活用した新たな申告方法が開始された後も何ら見直しがなされていない。所得税控除相当額を個人住民税から控除するという現状の仕組みにより地方自治体に減収が生じていることから、速やかに見直すべきである。

出典：令和7年度税制改正要望事項（指定都市市長会）より抜粋 38

1-2 指定都市市長会による要望内容②



- 指定都市市長会による要望にあるとおり、特例控除額の上限額を10万円に設定した場合、指定都市全体で影響を受ける方（10万円以上控除を受けている方）の割合は9%、基本控除分と特例控除分をあわせた減収額は約1,400億円から約1,100億円に留まることが見込まれる（令和5年度ベース）。

特例控除額の上限設定による影響額の試算（指定都市）

特例控除額に係る上限額	5万円		10万円		15万円	
影響を受ける方の割合	28%		9%		5%	
令和6年度減収額(a)	基本控除額分	特例控除額分	基本控除額分	特例控除額分	基本控除額分	特例控除額分
	197 億円	1,205 億円	197 億円	1,205 億円	197 億円	1,205 億円
上限を設けた場合の減収額(b)	96 億円	754 億円	134 億円	948 億円	151 億円	1,028 億円
影響額(a)-(b)	101 億円	451 億円	63 億円	257 億円	46 億円	177 億円

注1 令和5年度の「ふるさと納税に関する現況調査」結果及び指定都市による調査結果を基に作成

2 上限額、減収額及び影響額は、いずれも個人市民税の額（ふるさと納税ワンストップ特例制度による申告特例控除額を除く）

3 影響を受ける方の割合は、ふるさと納税実施者全体に対する割合

出典：令和7年度税制改正要望事項（指定都市市長会）より抜粋

1-3 受入促進に向けた取組



- 横浜市では、令和5年度から、寄附用ポータルサイトを新規開設する等、ふるさと納税の寄附受入拡大の取組を加速。

横浜市記者発表資料

明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

令和5年8月31日
政策局財源推進課

ふるさと納税の寄附受入拡大の取組を加速！

～寄附用ポータルサイトを一挙に5サイト新規開設とともに、横浜の魅力あふれる返礼品を追加します～

横浜市では、「異なる寄附会の確認」、及び「市の魅力PR」に向け、令和5年度から、ふるさと納税の関連業務を外部委託し、民間のノウハウやネットワークを活用しながら、ポータルサイトの複数化、返礼品の拡充、広報の強化などに取り組んでいます。

この度、ふるさと納税のピーク期となる年末を前に、寄附用ポータルサイトを新たに5サイト開設するとともに、「ふるさと納税特別限定プラン」など、横浜の魅力あふれる返礼品を追加します。なお、返礼品については、随時公募を行い、今後も魅力的な「品物」や「市販品」を複数、追加しています。

一挙に5サイトに！

寄附用ポータルサイトを5サイト追加し、一挙に5サイトに拡大します。これにより、寄附者の方の選択肢が広がり、日頃お使いのポータルサイトから横浜市へ寄附できるようになるなど、利便性が向上することで、横浜市への寄附の輪郭が大きく広がることが期待できます。

【今後利用いただけるポータルサイト】

ポータルサイト名 (運営事業者名)	公開日	ポータルサイトの特徴等
楽天ふるさと納税 (楽天株式会社)	9月1日(金)	楽天会員が利用可能。「楽天トラベル」での宿泊返礼品も提供。
一休.com ふるさと納税 (株式会社一休)	9月4日(月)	一休.comが運営する宿泊特化型のサイト。
G-Call ふるさと納税 (株式会社エーアイ)	9月4日(月)	純カタログが充実。電話やFAX等での受け付可能。
ふるなび (株式会社アドバイル)	9月5日(火)	品物に加え「るるなびトラベルポイント」を提供。市内ホテル等で利用可。 ※ふるなびトラベルポイントは10月から貯め始めます。
さとふる (株式会社さとふる)	10月中	ソフトパックグレード、テレビCM等で認知度の高いサイト。
ふるさとチョイス (株式会社ストリート)	-	横浜市では令和2年度より開設。
ふるぽ (株式会社JTB)	-	JTBトラベルカード等を取り扱う。横浜市では令和5年度より開設。

上記ポータルサイトのURLは、横浜市ホームページにてご確認ください。(公開日からリンク使用可)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisai/shisai-takaroku1-kifu/kifufu01.html>

[裏面あり]

限定プランも！

2. 返礼品の追加

ふるさと納税を契機として横浜的魅力に触れることがより、横浜ファンを増やしていくとともに、観光や地域経済の振興等に繋げることを目指し、返礼品の拡充に取り組んでいます。今回、寄附者の方の多様なニーズに応えるため、「特別限定プラン」を含む、横浜らしさにあふれる返礼品を追加します。

あわせて、市内事業者の皆様が同時に、当社の返礼品を購入いただける公募システムを新たに立ち上げました。今後も市内事業者の皆様のご協力をいただきながら、更に、魅力的な返礼品を拡充していきます。

【<事業者向け>返礼品公募システム】
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisai-shisai-takaroku1-kifu/kifufu/koubo.html>

◎追加する主な返礼品♪



ホテルニューグラン
本館マリカーズスイートペアご宿泊券（2食付）
横浜港を望む夜景が美しいスイートのデラックススイートと、マリカーズによる歓迎をめぐる館内ツアーをお楽しみいただけます。



横浜ベイホテル東急
パシフィックスイートツイン
ペイペイペイ♪宿泊券（2食付）
国内外のVIPが宿泊するペイペイーム、純正喫煙室のペイペイームに特別コースをお部屋で堪能。



ザ・カバーホテル&リゾート横浜
ザ・カバーホテル&リゾート横浜
カバーホテルの宿泊に、デラックスは、ダイアリーム、日本料理、純正喫煙室の頂コースから選べます。また、お食事に合わせたペイペイームをご提供。



横浜市×キムラ～
返礼品第2弾コラボアイテム3品
野毛山動物園、あかいくつ、横浜開港記念公園やマリンワールドなどをモチーフした、オリジナル返礼品。
(寄附額 左から 44,000円、37,000円、26,000円)



フオリムン フロリス カラカツ
サロン・ド・馬鹿道
アフタヌーンティーカード（ペア）
ショーケースフラワー、ペアの花束や花束用花びらを愛がてがけるアフタヌーンティー専用缶、バラ花に選ばれた店内で豪華なティームを楽しめます。



バニラビーンズ ショーコラ8個入
EDカードで1人あたり100円以上のVANILLA BEANのコンビニ商品。
サイト・ア・イ・ロ・ン・ボーナス
アート・コ・ロ・ン・(ARTRON)アートカバーフラット
既存返礼品の中でも人気の、横浜開港記念公園アートローブ。インアートアートカバーフラットに、新たに11種類のアートカバーフラットの選択が可能。

(寄附額 46,000円)

(寄附額 57,000円)

(寄附額 11,000円)

40



【参考2】 ふるさと納税制度に対する有識者等の意見

1-1 ふるさと納税制度に対する有識者等の意見①



○ 税制度としての課題

地方税に関しては、居住地域において享受する行政サービスの対価という「応益原則」の性格が強いとされ、この点が「応能原則」の側面を重視し、受益と負担の具体的な対応関係が相対的に希薄である国税と異なる点となる。また、地方税には、地域社会の全ての構成員により相互に負担を分かち合うべきという「負担分担原則」という考え方もある。こうした点を踏まえるならば、ふるさと納税の意義として説明されている「納税者による選択」については、その是非はともかくとして、教科書的な意味での本来の地方税の趣旨とは性格を異にするものと考えられる。（「自己負担なき「寄附」の在り方が問われる「ふるさと納税」—寄附金税制を利用した自治体支援の現状と課題一」（2015年） 予算委員会調査室 三角政勝）

税は寄附とは異なり法律や条例にもとづいて強制力をもって賦課・徴収されるものであり、住民が自由意志で納税先を選択できるというのは税の原理原則に反します。住民税は居住自治体のサービスに対して税負担するという応益課税の原則にのっとったものですが、納税者の判断で非居住地自治体を選択し、「納税」するというのでは、応益原則に反しており、納税者間の不公平をもたらします。（「「ふるさと納税制度」の本質的問題を問う」（2023年） 立命館大学教授 平岡和久）

ふるさと納税制度の改善策としては、土居（2014）の主張と同様にふるさと納税制度を明確に寄附金税制に位置づけ、認定NPO法人等への取り扱いに準じる形に改正すべきだ。具体的には、地方税について設定されている特例部分の段階的廃止を検討すべきである。特例部分の段階的廃止は、税収減を除く実質的な寄附部分がどのように推移するかをみながら決定すべきだろう。特例部分を段階的に廃止すれば、高額の寄附には一定割合の自己負担を伴うようになり、高額所得者の有利さを軽減することにもつながることになるからだ。

（「ふるさと納税制度の現状と課題」（2016年）関西大学経済学部教授 橋本恭之・近畿大学短期大学部准教授 鈴木善充）

42

1-2 ふるさと納税制度に対する有識者等の意見②



○ 過度な返礼品競争

お世話になった自治体、応援したい自治体に力になれる制度であるとしているが、寄附者の多くはふるさと納税代行業者のサイトで、自分が欲しい返礼品を検索して寄附先を決めているが実態である。ふるさと納税の総額が現在のように膨大な金額になるまでは、札幌市のように返礼品の依存することなく、特徴的な寄附メニューを提示することで寄附を集めていた自治体も存在していた。しかし、札幌市も市民の寄附による税収減が巨額となってきたため、2020年から地元の工場産のビールを返礼品に加えるなど返礼品競争に参入せざるをえない状況に追い込まれている。

（「ふるさと納税制度の財政的な効果・影響の検証」（2023年）関西大学経済学部教授 橋本恭之）

○ ワンストップ特例制度

ワンストップ特例制度は、寄附者の利便性を高める制度だが、この制度はふるさと納税の本来の目的に合致しないものと考えられる。総務省のホームページでは、「第一に、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になります。」と記述されている。納税の大切さを意識するならば、確定申告してもらうことで、納税意識の向上を図るべきである。ワンストップ特例制度については、本来負担すべきでないものを地方自治体にせまるという問題点も抱えており、廃止を検討すべきである。

（「ふるさと納税制度と国・地方の財政」（2019年）関西大学経済学部教授 橋本恭之）

ワンストップ特例制度は、本来国税からの還付される部分についても、地方自治体が肩代わりして還付するという不合理な制度でもある。ワンストップ特例制度は、寄附者の居住先の自治体に連絡が必要など事務的な負担も重い制度もあり、即刻廃止すべきだ。

（「ふるさと納税制度の財政的な効果・影響の検証」（2023年）関西大学経済学部教授 橋本恭之）

43

○ ふるさと納税制度のあり方

① ふるさと納税とは、そもそも何なのだろうか

- ・ ふるさと納税の存在理由は何か
- ・ 「本来の趣旨」とは何なのか
- ・ 何を目的とした制度なのか

② 現行制度の問題点は何か

- ・ 上記①に照らして何が問題となるのか

③ ふるさと納税の現況をいかに評価すべきか

ふるさと納税制度の あり方について

横浜市財政局税制課



目 次

I ふるさと納税制度導入時や改正時の国における議論等

- 1 導入時
 - (1) ふるさと納税研究会における整理
 - (2) 国における議論
- 2 平成27年度税制改正時
 - (1) 改正に至る議論
 - (2) 国における議論

II 【参考】地方交付税の推移

I ふるさと納税制度導入時や 改正時の国における議論等

2

1 導入時

(1) ふるさと納税研究会における整理

3

- ふるさと納税研究会は、「ふるさと」に対する納税者の貢献等が可能となる税制上の方策の実現に向け、幅広く研究するため、総務大臣のもとに開催された。
- 平成19年6月1日から10月5日まで9回にわたって検討が行われ、寄附金税制を活用する方式によるべきとの結論を盛り込んだ報告書がとりまとめられた。
※報告書の内容については、5~14ページで説明

● 「ふるさと納税研究会」開催要綱

1. 趣旨

最近、地方公共団体の長などから、都会に転出した者が成長する際に地方が負担した教育や福祉のコストに対する還元のしきみができるのか、生涯を通じた受益と負担のバランスをとるべきではないかとの意見が、また、都会で生活している納税者からも、自分が生まれ育ったふるさとに貢献をしたい、自分と関わりの深い地域を応援したいとの意見が寄せられている。

このような「ふるさと」に対する納税者の貢献等が可能となる税制上の方策の実現に向け、幅広く研究するため、総務大臣のもとに研究会を開催する。

出典：ふるさと納税研究会第1回会合（平成19年6月1日開催）資料1

4

1(1)-2 「ふるさと納税」の3つの大きな意義

ふるさと納税研究会報告書 総括 1. 「ふるさと納税」の意義 より抜粋

- 「ふるさと納税」が国民の大きな関心を呼んだことには、少なくとも三つの大きな意義（納税者の選択・「ふるさと」の大切さ・自治意識の進化）があるとされた。

● 「ふるさと納税」の意義

「ふるさと納税」が国民の大きな関心を呼んだことには、少なくとも三つの大きな意義がある。

第一は、納税者の選択である。（略）厳格で公正な税制のもとで、国民は義務として税を負担することになっている。したがって、税制は一度決まれば、国及び地方団体が課税権に基づき強制的に徴税する。これが近代社会での伝統的な税制である。

「ふるさと納税」はこれに対して、たとえ納税分の一部であっても、納税者が自分の意思で、納税対象を選択できるという道を拓くものであり、それが実現すれば、税制上そして税理論上、まさに画期的な歴史的意義をもつものといえる。自分の意思で納税先を選択するとき、納税者はあらためて、税というものの意味と意義に思いをいたすであろうし、それこそは、国民にとって税を自分のこととして考え、納税の大切さを自覚するする貴重な機会となる。

第二は、「ふるさと」の大切さである。（略）

「ふるさと納税」を通じて多くの人々は、こうした「ふるさと」の大切さ、自分達の生活を支えてくれている自然の恵みへの感謝、そして育んでくれた人々への恩返しの思いをあらたにするに違いない。それこそは、美しい郷土を愛し、育ててくれた「ふるさと」の恩に感謝する本来の人間性への回帰の貴重な契機となる。

また、出生地や過去の居住地に限らず、いわゆる「二地域居住」を行っている地域に貢献したいと考える人、ボランティア活動などを通じて縁のできた地域などを応援したいと考える人も増えてきている。「ふるさと納税」の導入により、このようないわば「未来志向でふるさとを考える人々」にとっても、自分が応援する地域に貢献したいという真摯な思いを実現することが可能になり、それが豊かで環境にやさしい地方を育てることにもつながっていくのである。

第三に、自治意識の進化である。「ふるさと納税」が実現すれば、「納税」を受けたい全国各地の地方団体は、その出身者や関心を持ってくれそうな多くの人々に、その魅力をおおいにアピールする必要が出てくる。「ふるさと納税」されたお金がどのように使われるのか、それによってどのような成果が期待されるのか、など効果的な情報提供の自治体間競争が刺激されるだろう。

この切磋琢磨は、「ふるさと」の地方団体と住民に、納税をしてもらうに相応しい地域のあり方をあらためて考えてもらう貴重な機会となるだろう。地方自治は民主主義の学校と言われるが、地方自治の根幹を支える個人住民税の世界に「ふるさと納税」を導入することは、地域の地方団体にとって、自らの自治のあり方を問い合わせ、進化させる重要な契機になるはずである。（略）

出典：ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月）

5

1(1)-3 これまでの寄附金税制・「ふるさと」の概念



ふるさと納税研究会報告書 本論 I これまでの制度と「ふるさと納税」論議
II 1. 「ふるさと」の概念 より抜粋

- 平成5年度税制改正により、個人住民税における所得控除の対象として、地方団体に対する寄附金が追加されたが、適用下限額が10万円と高く設定され、相当額の寄附をしない限り所得控除の適用を受けられないとことなどから、制度の使いにくさが指摘されてきた。
- より使いやすい制度に改めるべきという声や都会に転出した者が成長する際に地方が負担した教育や福祉のコストに対する還元の仕組みができないか等の意見を踏まえ、「わかりやすく、使いやすい」仕組みづくりを目指す方向で検討された。
- 「ふるさと」の概念については、それぞれの納税者が「ふるさと」という言葉に対して持つイメージや考え方は様々であることから、制度上限定することは適当ではないと考えられた。

● 「ふるさと」の概念

「ふるさと」に対して貢献したい、と言うとき、まず「ふるさと」として思い浮かぶのは、自分が生まれ育った地域や教育を受けた地域、両親の出身地などで幼少期の自然体験の舞台となった地域などであろう。このような地域に対する貢献は、いわば恩返しであり、このような納税者の真摯な思いを活かすことは、「ふるさと納税」の基本となる思想である。

また、両親が現に居住している地域に対し、子どもとして何らかの貢献をしたいという思いを持つ納税者も多いと考えられるし、近年は、週末など一定期間滞在しているといういわゆる二地域居住先の地域や、ボランティア活動などを通じて縁ができ、度々訪れるようになった地域、さらには将来、自分や子どものふるさとにしてみたいと考えている地域などに貢献したい、応援したいと考える人も増えてきている。「ふるさと納税」の検討に当たっては、このような納税者の気持ちも大事にしなければならない。

このように、それぞれの納税者が「ふるさと」という言葉に対して持つイメージや考え方は様々であり、「ふるさと納税」を検討する上で、何より納税者の意思を尊重する観点から、「ふるさと」とすべき地方団体を制度上限定することは適当ではないと考えられる。

出典：ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月）

6

1(1)-4 「税」を分割する方式についての検討



ふるさと納税研究会報告書 本論 II 2. 「税」を分割する方式の可能性 より抜粋

- 受益と負担、課税権、租税の強制性、住民間の公平性の観点から検討した結果、「ふるさと納税」について、「税」を分割する方式（※）はとり得ないと考えられた。
- （※）「税」を分割する方式：住所地の地方団体に課税される納税者が、税金の一部を住所地以外の地方団体に納付する方式

● 検討された論点

(1) 受益と負担

- ・個人住民税は、地方団体の歳入の中心となる地方税の中でも基幹的地位を占めており、住所地の地方団体から行政サービスを受けている者が負担すべきもの、いわば「地域社会の会費」と位置付けられている。
- ・住所地の地方団体に課税される納税者と住所地以外の地方団体との間で受益と負担の関係を説明することが困難である以上、住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない。

(2) 課税権

- ・個人住民税は、地方団体がその区域内に住所を有する者に対して行政サービスを提供していることに着目し、受益と負担の関係に基づいて地方団体が課税しているものである。このため、住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない。また、過去の居住の事実に基づいて、過去の居住地の地方団体に課税権を認めることが困難である。
- ・条例の効力との関係からも問題である。地方団体の条例の効力の及ぶ範囲は、当該団体の管轄の範囲内に入るものに限られるのが原則である。
- ・地方団体が、当該地方団体との間に現時点において何ら関わりのない者に対して条例の効力を及ぼし、税を課することはできないと考えられる。

(3) 租税の強制性

- ・租税は、国や地方団体が、私的部門で生産された国民・住民の富の一部を公共サービスの資金の調達のために、強制的に国家・地方団体の手に移す手段である。その裏付けとなる租税法は、多数の納税義務者の財産権に関わり、納税者相互間の公平の維持が必要なことから、個人の意思に関わらず画一的に取り扱わなければならない強行法の性質を持っている。
- ・このような租税の強制性に照らせば、納税者の意思により「税」の納付先を任意に選べる仕組みは、強制性を本質とする「税」とは相容れないものである。主要先進諸国においても、このような税制を有する国は見当たらない。

(4) 住民間の公平性

- ・この論点は、「税」を分割する方式自体を否定するものではなく、「税」を分割する方式をとる場合に固有の問題ではないが、「寄附金」税制を応用する方式をとる場合（後出）においても考慮しなければならない問題である。

出典：ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月）

7

1(1)-5 寄附金税制の応用による「ふるさと納税」制度の検討



ふるさと納税研究会報告書 本論 III 寄附金税制の応用による「ふるさと納税」制度の検討 より抜粋

- 国が果たすべき役割、控除方式のあり方等の観点から「ふるさと納税」の思想に相応しい寄附金控除方式のあり方に関して検討された。
- ふるさと納税の意義は、地方団体のみならず国も自らの国土政策などを通じて達成すべきものであることに鑑みれば、制度を構築するに当たっては、国も相当程度の役割を担うことが望ましいとされた。
- 控除方式のあり方については、政策目的を達成する観点からは、税率に捕われずに控除率の水準を設定することが求められること、納税者にとって税額軽減効果が実感しやすいことが望ましいことなどに鑑みれば、現行の所得控除方式より税額控除方式の方が相応しいものと考えられた。

●寄附金税制の応用による「ふるさと納税」制度の検討

1. 国が果たすべき役割

- ・「ふるさと納税」には、納税者の選択を通じて「税」に対する意識や我が国を構成する各地域の「ふるさと」に対する思いが高まるとともに、地方団体における自治意識が進化し、効果的な自治体間競争が刺激されるという大きな意義がある。
- ・本来であれば、これらは地方団体のみならず国も自らの国土政策などを通じて達成すべきものであることに鑑みれば、制度を構築するに当たっては、国も相当程度の役割を担うことが望ましい。
- ・地方税である個人住民税のみから控除する制度とした場合、地方財政に与える影響が大きくなることも懸念される。国の財政が地方財政と並ぶ車の両輪であることに鑑みれば、「ふるさと納税」の導入に当たっては、国が応分の負担をすることにより、初めて大きな効果が発揮されるものと考えられる。

2. 控除方式のあり方

- ・「ふるさと納税」に相当する寄附金の取扱いについては、寄附金控除が各種控除の中でも特に政策的要素が強く、政策目的を達成する観点からは、税率に捕われずに控除率の水準を設定することが求められること、わかりやすく使いやすい仕組みとする観点からは納税者にとって税額軽減効果が実感しやすいことが望ましいことなどに鑑みれば、現行の所得控除方式より税額控除方式の方が相応しいものと考えられる。

出典：ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月）

8

1(1)-6 税額控除方式とする場合の個別の検討課題①



ふるさと納税研究会報告書 本論 III 3. 個人住民税の控除方式を税額控除方式とする場合の個別の検討課題 より抜粋

- 個人住民税の控除方式を税額控除方式とする場合の検討を行った結果、
 - ・個人住民税の税額控除の割合は、「ふるさと納税」の趣旨を踏まえ、適用下限額を超える部分の全額
 - ・個人住民税における控除の対象は、都道府県民税及び市町村民税双方とし、税率の比率に基づき、控除対象額のうち、4割を都道府県民税から、6割を市町村民税から、それぞれ税額控除することが適當とされた。

●個人住民税の控除方式を税額控除方式とする場合の個別の検討課題

(1)個人住民税の税額控除の割合

- ・「ふるさと」に対する寄附を行うことによって、納税者の「税」と「寄附」を合わせた負担は原則として増加させるべきではないという考え方には立ちつつ、税務執行上の煩雑さ等も勘案して適用下限額制度を維持することとし、寄附者の負担となる下限額以下の部分については、寄附者の「志」が活かされることになると考えることが適當である。
- ・個人住民税の税額控除の割合については、所得税との関係、適用下限額の扱いとその考え方を整理した上で、「ふるさと納税」の趣旨を踏まえ、適用下限額を超える部分の全額とすることが適當である。
- ・この場合、現行の寄附金控除制度の対象の中で、地方団体を他の団体と異なる扱いとすることとなるが、この点については、①地方団体に対する寄附金は、行政サービスの財源に直接充てることが可能な一般財源となるものであり、他の団体に対する寄附金とは性格が異なること、②地方団体以外の団体に対する寄附が行われた場合、地方団体の歳入は、個別団体でみても、地方団体全体でみても必ず減少するが、地方団体に対する寄附が行われた場合は、寄附金控除を行う地方団体の歳入が減少しても寄附を受けた地方団体の歳入が増加するため、地方団体全体の歳入総額は減少しないことなどから、地方税である個人住民税の制度上、特に高い公益性を有すると評価しても問題ないものと考えられる。

(2)控除対象となる個人住民税

- ・納税者の意思としては、寄附を行った地方団体における寄附金の使途などに対する関心は強いものの、軽減される税が都道府県民税及び市町村民税のどちらの税から控除されているかという点についての意識はほとんどないものと考えられる。また、実務上も、現行制度に準じた形で、税率比でそれぞれの税額から軽減することが簡便である。
- ・個人住民税における控除の対象は都道府県民税及び市町村民税双方とし、税率の比率に基づき、控除対象額のうち、4割を都道府県民税から、6割を市町村民税から、それぞれ税額控除することが適當である。

出典：ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月）

9

1(1)-7 税額控除方式とする場合の個別の検討課題②



ふるさと納税研究会報告書 本論 III 3. 個人住民税の控除方式を税額控除方式とする場合の個別の検討課題 より抜粋

- 個人住民税の控除方式を税額控除方式とする場合の検討を行った結果、
 - ・税額控除の上限額は、個人住民税所得割の税額の1割
 - ・税額控除の適用下限額は、現行の10万円から大幅に引き下げ、5千円
- とすることが適当とされた。

● 個人住民税の控除方式を税額控除方式とする場合の個別の検討課題

(3)個人住民税の税額控除の上限額

- ・寄附金額のうち特に高い税額控除率を適用する部分については、納税者間の公平性の確保の観点から、適用の上限額を設定することが適当であり、一般の社会通念に照らし、負担の公平感を損なわない程度の水準とする必要がある。
- ・「地域社会の会費」という個人住民税の性格を踏まえれば、住所地の地方団体に納付される個人住民税額が大きく減少するような仕組みをとることは適当ではなく、この観点からも、寄附金額のうち特に高い税額控除率を適用する部分については、一定の上限額を設定する必要がある。
- ・上限額が低すぎると、「ふるさと納税」制度の趣旨が活きないことが懸念されるとの意見もあった。したがって、これらを総合的に勘案すると、寄附金額のうち特に高い税額控除率を適用する部分については、この制度が適用となることにより軽減される個人住民税額の上限額を、個人住民税所得割の税額の1割とすることが適当である。

(4)個人住民税の税額控除の適用下限額

- ・現行制度においては、地方団体、日本赤十字社及び共同募金会に対する寄附金額の合計額が10万円を超える部分が寄附金控除の対象とされているが、この適用下限額は、所得税における適用下限額の5千円と比べても高すぎると、大幅に引き下げるべきとの指摘がなされてきている。
- ・適用下限額を高く設定すると寄附金額全体に対する税額控除の対象となる部分の割合が低くなってしまうことから、その設定に当たっては、「ふるさと納税」の趣旨に鑑みて比較的少額の寄附を行う者に対する配慮が必要である。
- ・所得税（適用下限額5千円）より適用下限額を低く設定すると、寄附金額が個人住民税における下限額を超えるが所得税における下限額を下回るような場合、個人住民税のみの申告が必要となり、市町村における税務事務の煩雑さがさらに増すことになる。
- ・個人住民税の適用下限額については、現行の10万円から大幅に引き下げ、5千円とすることが適当である。

出典：ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月） 10

1(1)-8 個人住民税の手続の簡素化



ふるさと納税研究会報告書 本論 III 4. 個人住民税の税額控除の手続の簡素化 より抜粋

- 納税者にとって「使いやすい」仕組みとするためには、制度の利用に係る事務手続について、可能な限り簡素化することが必要であるとされた。
- 地方団体の事務負担が増加しないよう配慮する必要があるとされた。
- 制度導入後の改善方策として、納税者の便宜のため、寄附の受入等について既存の地方団体共通のポータルサイトを活用することにより、寄附手続の「見える化」を図ること、さらには、寄附受入に係る手続を電子化することなどについても検討することが望ましいとされた。

●個人住民税の税額控除の手続の簡素化

納税者にとって「使いやすい」仕組みとするためには、制度の利用に係る事務手続について、可能な限り簡素化することが必要である。

現行制度上、地方団体に対する寄附金について、所得税の所得控除の適用を受けるためには、確定申告を行うことが必要であり、所得税の確定申告を行えば、個人住民税についても申告を行ったものとみなされ、所得税及び個人住民税双方の所得控除の適用を受けることができることとなっている。

しかし、確定申告を行ったことがないような給与所得者にとっては、新たに確定申告のために書類作成等を行う、あるいは税務署に足を運ぶという負担は小さくない。

このため、「ふるさと納税」制度を導入するに当たっては、所得税が課税されず個人住民税のみが課税されるような納税者や、個人住民税の税額控除のみ受けられればよく、所得税の所得控除の適用を望まないような納税者のために、個人住民税における簡素な申告手続について検討することが求められる。

具体的には、個人住民税に係る寄附金控除制度に特化した申告の仕組みを設けることについて検討し、併せて、寄附を受けた地方団体が発行する領収証を個人住民税における寄附金控除の適用を受けるための申告書に活用することなど、申告様式の簡素化についても検討すべきである。（略）

また、住民が住所地以外の地方団体に寄附することにより住民税額が減少する地方団体が、その税額控除額の計算や確認の事務を行わなければならぬことに鑑み、極力、地方団体の事務負担が増加しないよう配慮する必要がある。

さらに、制度導入後の改善方策として、納税者の便宜のため、寄附の受入等について既存の地方団体共通のポータルサイトを活用することにより、寄附手続の「見える化」を図ること、さらには、寄附受入に係る手続を電子化することなどについても検討することが望ましい。

出典：ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月）

11

1(1)-9 地方交付税における取扱い



ふるさと納税研究会報告書 本論 III 5. 地方交付税における取扱い より抜粋

- 現行（ふるさと納税制度導入前）の地方交付税制度のもとでは、地方団体が寄附金を受けても当該地方団体の地方交付税が減少することではなく、また、寄附者の住所地の地方団体においては、個人住民税減少分の75%は基準財政収入額に反映されていたところ。
- 「ふるさと納税」に相当する寄附金についても、これまでと同様の取扱いが望ましいとされた。

●地方交付税における取扱い

現行の地方交付税制度のもとでは、地方団体が寄附金を受けても当該地方団体の地方交付税が減少することではなく、また、寄附者の住所地の地方団体においては、個人住民税減少分の75%は基準財政収入額に反映される。

「ふるさと納税」の趣旨を踏まえれば、「ふるさと納税」に相当する寄附金についても、これまでと同様の取扱いとし、寄附を受領した地方団体の地方交付税が減少することのないようにすることが望ましい。

また、寄附者の住所地の地方団体において寄附により個人住民税が減少した場合についても、これまでと異なる取扱いをすべき理由はなく、減少額の75%を基準財政収入額に反映することが望ましい。

出典：ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月）

12

1(1)-10 「ふるさと納税」制度を濫用する懸念



ふるさと納税研究会報告書 本論 V 1. 地方団体における自主的な努力 より抜粋

- 寄附を集めため、地方団体が寄附者に対して特産品などの贈与を約束したり、高額所得者で過去に居住していた者などに対して個別・直接的な勧誘活動を強く行うなど、「ふるさと納税」制度を濫用する懸念もある。過度な濫用を防止するため、一定の制度的措置を講ずる必要があるとの意見もあった。
- しかしながら、基本的には各地方団体の良識によって自制されるべきものであり、懸念があるからといって直ちに法令上の規制の設定が必要ということにはならないと考えられた。

●地方団体における自主的な努力

- ・「ふるさと納税」制度が導入され、納税者が数ある地方団体の中から寄附した団体を選択するようになれば、各地方団体は、このような地道な日々の努力やその成果をホームページ等を活用して自らの地域の魅力として情報発信を行ったり、寄附の受入に係る手続をさらに利用しやすいものとするなどの納税者に寄附を促すための取組が求められるようになる。このような取組は、地方団体間の健全な取組として大いに推奨されるべきものである。
- ・一方、寄附を集めため、地方団体が寄附者に対して特産品などの贈与を約束したり、高額所得者で過去に居住していた者などに対して個別・直接的な勧誘活動を強く行うなど、「ふるさと納税」制度を濫用する懸念もある。過度な濫用を防止するため、一定の制度的措置を講ずる必要があるとの意見もあった。
- ・しかしながら、このような事態は、基本的には各地方団体の良識によって自制されるべきものであり、懸念があるからといって直ちに法令上の規制の設定が必要ということにはならないと考える。

出典：ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月）

13

1(1)-11 地方団体による寄附金の使途の明示、報告等



ふるさと納税研究会報告書 本論 V 2. 寄附者に対する寄附金の使途の明示、報告等 より抜粋

- 寄附金を受領した地方団体は、寄附者の「志」に応えるため、何らかの形でその使途を明らかにすることが望ましい。
- 地方団体に使途公表等の義務を法律で一律に課すようなことは避けるべきであり、また税法上の要件としてもなじまないものと考えるとされた。

●寄附者に対する寄附金の使途の明示、報告等

- ・地方団体に対し寄附を行う納税者は、基本的に自分の寄附金がどのように使われるのかという点に強い関心を持っている。寄附金を受領した地方団体は、寄附者の「志」に応えるため、何らかの形でその使途を明らかにすることが望ましい。
- ・具体的には、使途を明確にした基金を設置することや政策メニューを提示することなどにより、寄附をしようとする納税者に対してあらかじめ使途を示す、あるいは、寄附者に対し寄附金の使途状況を報告するパンフレット等を送付したり、事業実績報告書をホームページ等で公表することなどにより、寄附金の使途を事後的に明らかにするなどの取組が考えられる。
- ・このような取組は、いざれも、地方団体の自主的な努力としては望ましいものであり、いわば地方自治の進化につながるものと言うべきである。その意味で、地方団体に使途公表等の義務を法律で一律に課すようなことは避けるべきであり、また税法上の要件としてもなじまないものと考える。また、寄附金の使途に関わりなく、特定の地方団体を応援したいと考える納税者もいるのであろうから、基本的には地方団体の判断にゆだねられるべき問題である。

出典：ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月）

14



1 導入時 (2) 国における議論

15

1(2)-1 政府税制調査会答申の内容



政府税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（平成19年11月）より抜粋

- 納税者が「ふるさと」と考える地方公共団体に対する貢献や応援が可能となる税制上の方策を実現することが求められおり、寄附金税制を活用した仕組みについて検討することが必要とされた。
- 税額控除の割合はできるだけ高く設定することが適当であるとの意見がある一方で、一定の上限まで全額控除することや自己負担の少ない仕組みとすることが寄附金税制として適当か、といった意見もあり、様々な指摘等を踏まえ分かりやすく、個人住民税の寄附金税制のあり方について検討を進める必要があるとされた。

● 個人住民税 寄附金税制のあり方

地域に密着した民間の非営利活動の促進は、地方公共団体の行政サービスとの協働という観点からも重要な課題であり、後述する新たな公益法人制度の導入等も踏まえ、個人住民税における寄附金税制のあり方について検討することが必要である。その際、「地域社会の会費」としての個人住民税の性格や地方分権の観点も踏まえ、寄附金税制の仕組みは、基本的に条例などにより地方公共団体によって独自に構築されるべきと考えられる。なお、控除方式については、納税者にとっての効果の分かりやすさという観点などから、現行の所得控除方式を税額控除方式とすることについて検討する必要がある。現行10万円の適用下限額については、大幅に引き下げることが適当である。

また、納税者が「ふるさと」と考える地方公共団体に対する貢献や応援が可能となる税制上の方策を実現することが求められており、寄附金税制を活用した仕組みについて検討することが必要である。その際、控除方式について、納税者が効果を実感しやすく、分かりやすいものとなるよう、現行の所得控除方式を改め税額控除方式とし、税額控除の割合はできるだけ高く設定することが適当であるとの意見がある。一方で、一定の上限まで全額控除することや自己負担の少ない仕組みとすることが寄附金税制として適当か、といった意見がある。なお、現行の適用下限額については大幅に引き下げるべきである。

いずれにしても、上記の様々な指摘等も踏まえ、分かりやすく、簡素な仕組みを構築するという観点にも留意しつつ、地方公共団体に対する寄附金も含め、個人住民税の寄附金税制のあり方について検討を進める必要がある。

出典：政府税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（平成19年11月）

16

1(2)-2 財務省の見解



財団法人大蔵財務協会「平成20年版改正税法のすべて」より抜粋

- 「ふるさと納税」を巡る議論において、所得税においても税額控除を設けるべきとの意見もみられたが、
 - ・「ふるさと納税」については、地方団体に対する税を分納できないかという発想から始まったものであり、「ふるさと納税」は個人住民税を地方団体間で振り替えるものに過ぎない
 - ・所得税から税額控除することは、国から地方へ税収を移転することになる
 - ・「ふるさと納税」の目的は、個人住民税の納付先を大都市から地方に振り替えることだとすると、所得税から税額控除を行うことは、本来、大都市の個人住民税収が減少するところを国が肩代わりすることになる
 - ・「ふるさと納税」にのみ優遇措置を拡充することは、慈善団体に対する寄附や災害被災者に対する義援金などの他の公益性の高い寄附金に対する取扱いとの間で著しくバランスを失することになる
- といった点を十分に踏まえ、慎重に検討する必要があるとされた。

● 個人住民税の寄附金税制の抜本的見直し（いわゆる「ふるさと納税」等）

3 いわゆる「ふるさと納税」（抄）

いわゆる「ふるさと納税」を巡る議論においては、「ふるさと納税」は国にとっても意義のあるものであり、国も応分の負担をする観点から、所得税においても税額控除を設けるべきとの意見も一部にみられました。しかしながら、この問題については、

- ・そもそも、いわゆる「ふるさと納税」については、地方団体に対する税を分納できないかという発想から始まったものであり、「ふるさと納税」は個人住民税を地方団体間で振り替えるものに過ぎないこと
 - ・所得税から税額控除することは、国から地方へ税収を移転することになり、隠れた税源移譲にほかならないが、国は総体としての地方より極めて厳しい財政状況にあること
 - ・いわゆる「ふるさと納税」の目的は、個人住民税の納付先を大都市から地方に振り替えることだとすると、所得税から税額控除を行うことは、本来、大都市の個人住民税収が減少するところを国が肩代わりすることになり、国が財源の豊かな大都市に対して補償を行うに等しいこと
 - ・地方団体への寄附については、既に所得税の寄附金控除の対象となっている中で、「ふるさと納税」にのみ優遇措置を拡充することは、慈善団体に対する寄附や災害被災者に対する義援金などの他の公益性の高い寄附金に対する取扱いとの間で著しくバランスを失することになること
- といった点を十分に踏まえ、慎重に検討する必要があります。

出典：財団法人大蔵財務協会「平成20年版改正税法のすべて」（平成20年8月）

17

- 地方団体が寄附者に対して何らかのサービスを提供することについては、「創意工夫を行い適切な対応がなされることを期待する」旨を答弁。
- 各地方団体によるアピール競争が少し加熱しすぎていないかという点については、「各自治体がいわゆる善政競争のようなものをしていくことが大事で、節度のある、良識ある行動をとることで納税者の理解も得られる」旨を答弁。
- 「ふるさと納税」の利用促進について、「寄附金税制の大幅な拡充を行うこととしたところであり、寄附文化の醸成につながる第一歩だと考える」旨を答弁。

質問	答弁要旨
「ふるさと納税」に関し、地方団体が寄附者に対して何らかのサービスを提供することは許されているのか。また、寄附を募るために、地方団体がどのような取り組みを行うと想定しているか。	各地方団体においては、これまで以上に地域の魅力を高めるための方策に取り組むことが予想され、またみずから魅力について積極的に発信する。あるいは寄附の手続きをさらに利用しやすくするといった納税者に寄附を促すための取り組みも促進されるものと想定。また、地方団体に期待される取り組みについては、総務省に設置されたふるさと納税研究会においてさまざまに議論されたところであり、その報告書において、寄附を受領した団体において、寄附者の志にこたえる観点からその使途を明示することや実績を公表することが望ましいと指摘されているところ。この報告書の指摘も参考に、各団体で創意工夫を行い適切な対応がなされることを期待するところ。（自治税務局長答弁）
いわゆる「ふるさと納税」の導入に当たり、各地方団体ではアピール競争が行われているが、少し過熱しすぎていないかと思われるが見解如何。	各自治体がいわゆる善政競争のようなものをしていくことが大事で、節度のある、良識ある行動をとることで納税者の理解も得られる。この制度の趣旨を丁寧にPRして、多くの国民に利用していただくことが必要である。使い道を周知して、寄附者の納得をいただくことが大事である。（総務大臣答弁）
「ふるさと納税」の利用促進を図るために、申告手続きの簡素化等が必要ではないか。また、「ふるさと納税」により期待される効果や制度の普及についての決意について伺う。	今国会に提出した地方税法の改正案において、寄附金税制の大幅な拡充を行うこととしたところであり、寄附文化の醸成につながる第一歩だと考える。地方団体へのPRも不十分だと考えているため、地方団体等にしっかり説明を行っていく。地方団体においても周知・広報を行っていただき、この制度を使っていただくよう努力していきたい。（総務大臣答弁）

出典：財団法人地方財務協会「平成20年改正地方税制詳解」（平成20年8月）

18

2 平成27年度税制改正時

（1）改正に至る議論

19

- 平成26年6月24日に閣議決定された骨太の方針においては、「「ふるさと納税」の一層の拡充に向けて、手続きの簡素化など地方公共団体と協力して取組を進める。」とされた。

●経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～（平成26年6月24日）（抜粋）

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

(3) 地方行財政制度

(基本的な考え方)

経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。経済再生と財政健全化の両立を実現するためには、地域が自らの将来を見据え、地域の活性化、行財政サービスの効率化、公共施設等の統廃合、都市機能の集積化、財源確保に向けて、積極的に努力していくとともに、人口減少等の経済社会構造の変化に円滑に地方公共団体が対応できるような環境整備や地方財政の健全化に向けた取組を加速して進めていく。

(元気な地方を創るための取組の推進)

(略)

地方交付税において地域経済活性化の財政需要を算定する「地域の元気創造事業費」を通じて、頑張る地方を息長く支援する。また、「ふるさと納税」の一層の拡充に向けて、手続きの簡素化など地方公共団体と協力して取組を進める。

20

2(1)-2 地方団体からの提言等

- 全国知事会、全国市長会及び地方六団体は、住民税の持つ負担分任の性格にも配慮をめつつ、ふるさと納税について、「控除額の上限引き上げ」や「手続きの簡素化」について、検討すること等の提言等を行った。

●全国知事会（平成27年度税財政等に関する提案（平成26年10月））

IV 地方創生の推進

3 ふるさと納税の拡充

ふるさとに対する貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資する効果も期待されることから、控除額の上限の引き上げや手続きの簡素化など制度の拡充について、住民税の持つ負担分任の性格を踏まえつつ検討すべきである。

なお、寄附に対する謝礼としての特典の提供については、制度本来の趣旨等を踏まえて、節度ある運用がなされるよう、そのあり方について検討する必要がある。

●全国市長会（平成27年度国の施策及び予算に関する提言 都市税源の充実強化等に関する提言（平成26年11月））

10. ふるさと納税

ふるさと納税制度については、その積極的な活用により、地域活性化やIターン・Uターンを始めとする人口減少対策等に資する効果も期待されることから、住民税の本来の性格にも配慮しつつ、控除額の上限等について検討すること。なお、寄附に対する謝礼としての特典の提供については、ふるさと納税制度の趣旨等を踏まえて、節度ある運用が求められるところである。

●地方六団体（27年度予算概算要求等について（平成26年10月））

地方創生の推進

○ ふるさと納税制度については、その積極的な活用により、地域活性化や人口減少対策などに資する効果も期待されることから、住民税の持つ負担分任の性格にも配慮しつつ、控除額の上限と手続きの簡素化について検討すること。なお、各地方団体においては、ふるさと納税制度本来の趣旨等を踏まえて、寄附に対する謝礼としての特典の提供については、節度ある運用がなされることが求められる。

21

- 平成27年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見においては、
 - ・ふるさと納税は住所地自治体の個人住民税額が過度に減少するような仕組みとならないよう留意が必要
 - ・拡充の際には、ふるさと納税に対する謝礼（返礼品の送付）について地方自治体における節度ある運用を求める

●平成27年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（平成26年12月19日）（抜粋）

第二 平成27年度税制改正等への対応

5 ふるさと納税の拡充

個人住民税は、受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できる税であり、地域社会の費用を負担分担の原則の下に、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合う「地域社会の会費」的性格を有するものである。

ふるさと寄附金制度（ふるさと納税）は、寄附金税制を通じて個人住民税の一部を他の地方自治体に移転する効果を持つ仕組みとなっているものであるが、個人住民税の性格を踏まえれば、住所地の地方自治体に納付される個人住民税額が過度に減少するような仕組みとならないよう、留意が必要である。

この制度創設から5年超が経過していることを踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針2014」に沿って制度の見直しを行うに当たっても、上記の基本的な考え方則った対応が求められる。

その際には、国民の批判を招かない形でふるさと納税制度の活用が進むことを期待するものである。このような観点からも、ふるさと納税に対する謝礼（返礼品等の送付）については、地方自治体における節度ある運用を求める。

22

2 平成27年度税制改正時 (2) 国における議論

- 自民党税制調査会では、返礼品送付について寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請、特例控除額の拡充、申告手続の簡素化（「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設）が議論された。
- 税調内には、住民税の応益原則との関係の指摘等の意見もあったが、最終的には、ふるさと納税を促進し、地方創生を推進することが最重点課題となっていることから、「骨太の方針」及び地方団体の要望も踏まえ、ふるさと納税に係る住民税特例控除額の拡充等することとされた。

●平成27年改正地方税制詳解（抜粋）

平成26年12月25日に開催された自民党税制調査会正副、小委員会における「主要項目」の議論において、「地方創生・国家戦略特区」の一として、ふるさと納税についての議論が行われた。

（略）

議論の中では、ふるさと納税の拡充に対する賛否のほか、返礼品送付の過熱についての危惧、返礼品送付の過熱対策として一定の措置を求める発言、自粛の要請通知では不十分であるとの発言もあった。また、ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設を実現すべきとの意見も出された。

次に、同年12月27日に開催された自民党税制調査会正副、小委員会におけるいわゆる「〇×審議」の議論において、総務部会からの要望としてあげられた「ふるさと納税の拡充、返礼品送付の過熱対策及び手続負担の軽減」について、審議が行われた。議論の中では、サラリーマンが寄附しやすい仕組みづくりの必要性についての意見があった。（略）

こうした議論を踏まえ、同年12月29日に開催された自民党税制調査会正副、小委員会における「最終とりまとめ」の議論において、上記の総務部会要望について「受け入れることとされ、具体的には、

1. 特例控除額の拡充として、地方六団体の要望等を踏まえ、特例控除額の上限を個人住民税所得割の1割から2割に拡充すること
2. 返礼品（特産品）送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請として、特例控除額の拡充とあわせて、ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、下記のような行為の自粛を地方団体に要請すること（通知（技術的助言））
 - ①募集に際し、対価の提供との誤解を招きかねない行為
 - ・「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示
 - ②ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）送付
 - ・換金性の高いプリペイドカード等
 - ・高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品
3. 申告手続の簡素化として、確定申告を必要とする現在の仕組みに、税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合はワンストップで控除を受けられる仕組みを導入すること（「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設）

の3点が議論された。

24

2(2)-2 平成27年度税制改正大綱の内容

- 平成27年度与党税制改正大綱（平成26年12月30日）の基本的考え方において、「ふるさと納税を促進し、地方創生を推進するため、個人住民税の特例控除額の上限の引上げを行うとともに、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を簡素な手続で行える「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設する。これとあわせ、地方公共団体に対し、返礼品等の送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請する。」とされた。

●平成27年度税制改正の解説 財務省（抜粋）

地方税法等の改正

三 個人住民税

1 ふるさと納税制度の見直し

（2）改正の概要

① 特例控除額の控除限度額の引上げ

（略）

今般、この控除限度額について、地方創生を推進する観点からふるさと納税の一層の活用を促進するため、「地域社会の会費」という個人住民税の性格も踏まえ、特例控除額の上限を個人住民税所得割の1割から2割に引き上げることとされました（地法37の2②、314の7②）。

② ふるさと納税ワンストップ特例制度

マイナンバー、マイ・ポータルを活用した手続の簡素化を行うまでの当分の間の特例として、ふるさと納税ワンストップ特例制度を創設することとされました。（略）

25

2(2)-3 改正時（平成27年）の国会での主な答弁①



- 特例控除額の上限を2倍に引き上げる理由については、「政府の最重要課題である地方創生を推進するために、ふるさと納税の拡充を図っていく」旨を答弁。
 - ふるさと納税の拡充に伴い、寄附者の住所地団体の個人住民税収が減少する問題点については、「未成年で教育を受けた地域や、様々な受益を受けている地域に、その受益の一部を負担するという意味がある」旨を答弁。
 - 返礼品送付の競争を過熱させる問題点については、「まずは地方団体側で良識ある対応をしていただきたいが、地方税法改正案成立後に総務大臣通知（※）を発出しようと考えている」旨を答弁。
- （※）「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成27年4月1日 総税企第39号 総務大臣通知）

質問	答弁要旨
地方税法改正法案において、ふるさと納税の特例控除額の上限を2倍に引き上げる理由について伺う。	ふるさと納税はその積極的な活用により地域活性化や人口減少対策などに資する効果もあると地方六団体からも評価されており、様々な意義を有すると考えているところ。こうした意義を活かし、政府の最重要課題である地方創生を推進するために、ふるさと納税の拡充を図ることとしたもの。（総務大臣答弁）
地方税法改正案によりふるさと納税が拡充すると、所得税収や寄附者の住所地団体の個人住民税収が減少し、また、返礼品送付の競争を過熱させることとなる。 こうした問題点が拡大することについて大臣の認識を伺う。	寄附金税制を活用して導入されたふるさと納税制度は、寄附先団体に対して税収の一部を移転させる効果を生じさせるものであり、結果として他の寄附金税制同様、所得税や住所地の個人住民税の減収が生じることとなるものであるが、未成年で教育を受けた地域や、様々な受益を受けている地域に、その受益の一部を負担するという意味があると考えている。 返礼品の過熱については、まずは地方団体側で良識ある対応をしていただきたいが、地方税法改正案成立後に総務大臣通知を発出しようと考えているところ。（総務大臣答弁）

出典：一般財団法人地方財務協会「平成27年改正地方税制詳解」（平成27年9月）

26

2(2)-4 改正時（平成27年）の国会での主な答弁②



- 税法上の返礼品の扱いについて、「法人から寄附者への贈与と解されることから、一時所得に該当する」「良識の範囲内にとどまる返礼は、「特別の利益」に該当するとは考えられないところ。高額すぎる返礼品は税制上の疑義を生じうる」旨を答弁。
- 他の寄附金制度と同様、一定割合の自己負担を求めるようにすべきという質問については、「納税者が納税対象地方団体を選択できる道を拓くものとなるよう、寄附金税制を活用することにより、住所地団体から寄附先団体に対して実質的に個人住民税の一部を移転する効果を生じさせる制度として創設されたもの」という趣旨にも鑑み、「他の寄附金税制とは区別して議論がなされてきた」旨を答弁。

質問	答弁要旨
地方税法において、「特別の利益が当該納税者に及ぶと認められる」場合は、寄附金控除対象から除外されるとあるが、この法律的な意義についてどう考えるか。	税法上、ふるさと納税の返礼品は法人から寄附者への贈与と解されることから、返礼品については一時所得に該当することとされている。一般論として申し上げれば、良識の範囲内にとどまる返礼は、「特別の利益」に該当するとは考えられないところ。高額すぎる返礼品は税制上の疑義を生じうるものであり、ふるさと納税制度の健全な発展の阻害要因ともなることから、地方団体において寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応をしていただきたい。（総務大臣答弁）
共同募金や日本赤十字社への寄附など、他の寄附金制度においては寄付額に応じ一定割合の自己負担が生じるのに対し、ふるさと納税においては寄附枠内であれば自己負担は2,000円にとどまる。他の公益法人に対する寄附と同様、ふるさと納税にも一定割合の自己負担を求めるようにすべき。	ふるさと納税制度は、納税者が納税対象地方団体を選択できる道を拓くものとなるよう、寄附金税制を活用することにより、住所地団体から寄附先団体に対して実質的に個人住民税の一部を移転する効果を生じさせる制度として創設されたもの。こうした制度創設の趣旨にも鑑み、ふるさと納税については、寄附金税制を活用する仕組みではあるが、他の寄附金税制とは区別して議論がなされてきた。現在の仕組みについても、2,000円の自己負担にとどまる寄附枠には所得に応じた一定の条件が設けられ、上限を超える額の寄附を行った場合には、その超過分は自己負担となる仕組みであり、行政サービス主体である住所地団体への納税の確保に配慮した制度になっていると理解。（総務大臣答弁）

出典：一般財団法人地方財務協会「平成27年改正地方税制詳解」（平成27年9月）

27

II 【参考】地方交付税の推移

28

1 地方交付税の概要

- 地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源とされているもの。

地方交付税について

○ 所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば、国が地方に代わって徴収する地方税である（固有財源）。

（参考）平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁
地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

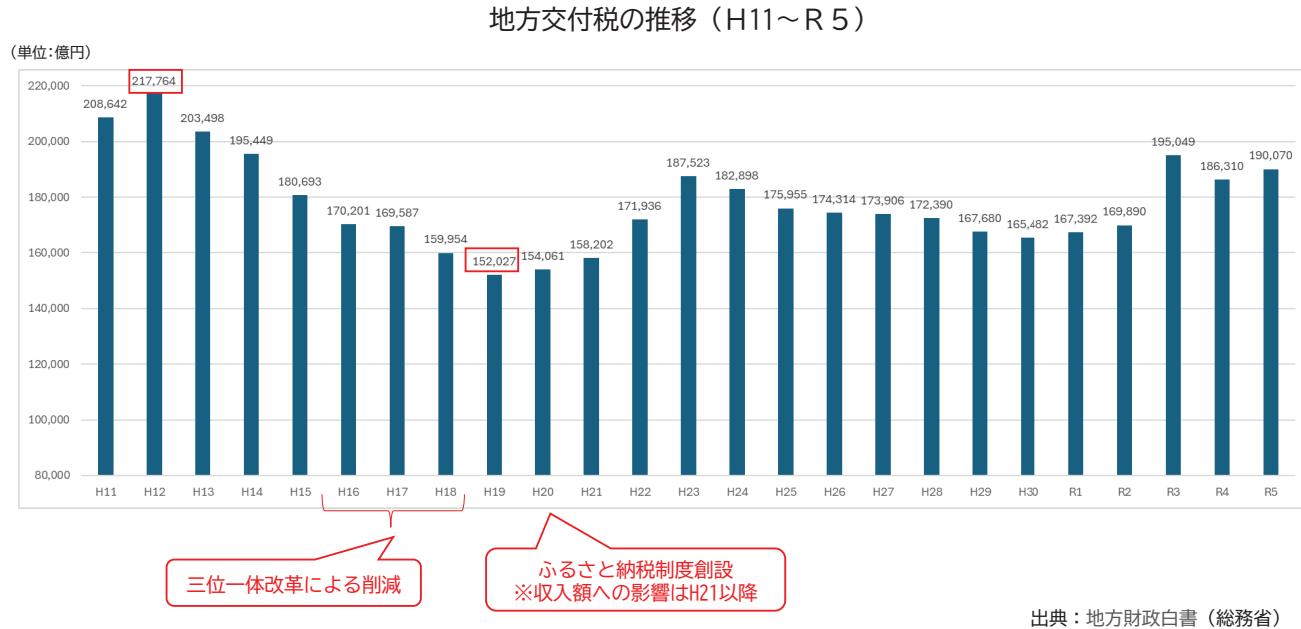
総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税 交付税総額の94%
特別交付税 交付税総額の 6%
※この他、東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として別枠で確保する震災復興特別交付税がある

交付時期：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付
ただし、大規模災害による特別の財政需要の額等を考慮して繰上げ交付を行うことができる。
特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付
ただし、大規模災害による特別の財政需要の額等を考慮して繰上げ交付を行うことができる。

2 地方交付税の推移（H11～R5）

- 平成11年度から令和5年度までの決算額においては、平成12年度決算額が最大（約21兆7,800億円）、最小は平成19年度決算額（約15兆2,000億円）が最小。



30

論点メモ

- ふるさと納税制度のあり方

- ① 制度設計や国における議論の確認
- ② 現行制度の問題点・現行制度に対する評価等これまでの議論を踏まえたふるさと納税制度のあり方（見直しの提言）

31